官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（厚生労働六六八）　一
○経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（経済産業二一）　七
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務六三）　八
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同六四）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（同六五）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同六六）　四
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同六七）　一五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同六八）　一五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三三八）　二〇
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三三九）　二〇
〔公　告〕
裁判所
　破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
　日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　三
地方公共団体
　解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

法規的告示

○厚生労働省告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項（これらの規定を同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項（これらの規定を同法第七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

（健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第一条　健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

一　健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

区分	額
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	一食につき五百五十円
規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者	一食につき二百七十円
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	一食につき二百二十円
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一食につき百三十円
規則第五十八条第三号に該当する者	一食につき三百三十円
規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないもの	

改正前

一　健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

区分	額
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	一食につき五百十円
規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者	一食につき二百四十円
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	一食につき百九十円
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一食につき百十円
規則第五十八条第三号に該当する者	一食につき三百円
規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないもの	

二　健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

区分	額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき四百三十円と一食につき五百五十円との合計額
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき四百三十円と一食につき五百十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	一日につき四百三十円と一食につき二百七十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき四百三十円と一食につき百六十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	
基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき四百三十円と一食につき五百五十円との合計額
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき四百三十円と一食につき五百十円との合計額
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき四百三十円と一食につき二百七十円との合計額
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき四百三十円と一食につき二百二十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき四百三十円と一食につき百三十円との合計額
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	一日につき零円と一食につき三百三十円との合計額

二　健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

区分	額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき百四十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	
基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき三百七十円と一食につき百九十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき百十円との合計額
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	一日につき零円と一食につき三百円との合計額

第二条　後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
一　後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	
区　　分	額
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	一食につき五百五十円
規則第三十五条第一号に該当する者	
次欄に掲げる者以外の者	一食につき二百七十円
被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二	一食につき二百二十円

改正前	
一　後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	
区　　分	額
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	一食につき五百十円
規則第三十五条第一号に該当する者	
次欄に掲げる者以外の者	一食につき二百四十円
被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二	一食につき百九十円

三・四　（略）

規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき零円と一食につき二百七十円との合計額
	一日につき零円と一食につき二百二十円との合計額	
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第三号に該当するもの		一日につき零円と一食につき百三十円との合計額
規則第六十二条の三第六号に該当する者		一日につき零円と一食につき百三十円との合計額

三・四　（略）

規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき零円と一食につき二百四十円との合計額
	一日につき零円と一食につき百九十円との合計額	
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第三号に該当するもの		一日につき零円と一食につき百十円との合計額
規則第六十二条の三第六号に該当する者		一日につき零円と一食につき百十円との合計額

百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの

規則第三十五条第二号に該当する者	一食につき百三十円
規則第三十五条第三号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないもの	一食につき三百三十円

二　後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

区分		額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき四百三十円と一食につき五百五十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき四百三十円と一食につき五百十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するもの		一日につき四百三十円と一食につき二百七十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第二号に該当するもの		一日につき四百三十円と一食につき百六十円との合計額

百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの

規則第三十五条第二号に該当する者	一食につき百十円
規則第三十五条第三号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないもの	一食につき三百円

二　後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

区分		額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第二号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき百四十円との合計額

規則第四十条第三号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百三十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき四百三十円と一食につき五百五十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき四百三十円と一食につき五百十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	一日につき四百三十円と一食につき二百七十円との合計額
	入院日数届出被保険者であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき四百三十円と一食につき二百二十円との合計額
規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの		一日につき零円と一食につき三百三十円との合計額
規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの		一日につき四百三十円と一食につき百三十円との合計額
規則第四十条第六号に該当する者	規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの	規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	一日につき零円と一食につき二百七十円との合計額
				入院日数届出被保険者であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき零円と一食につき二百二十円との合計額
			規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの		一日につき零円と一食につき百三十円との合計額
		規則第四十条第六号に該当する者			一日につき零円と一食につき百三十円との合計額

規則第四十条第三号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
	入院日数届出被保険者であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき三百七十円と一食につき百九十円との合計額
規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの		一日につき零円と一食につき三百円との合計額
規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき百十円との合計額
規則第四十条第六号に該当する者	規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの	規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	一日につき零円と一食につき二百四十円との合計額
				入院日数届出被保険者であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき零円と一食につき百九十円との合計額
			規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの		一日につき零円と一食につき百十円との合計額
		規則第四十条第六号に該当する者			一日につき零円と一食につき百十円との合計額

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和八年六月一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示の適用の日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第二十一号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十一条第一項の規定に基づき、経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十七年経済産業省告示第二百五十号）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

第五　経済産業省所管事業分野に係る相談窓口

経済産業省が所管する事業分野に係る相談窓口は、その事業分野ごとに、当該事業分野における法第十二条の権限に係る事務を所掌する課（課に準ずるものを含む。）とする。

経済産業省所管事業分野に係る事業分野例と相談窓口は以下のとおり。

［略］

別表一　本省

事業分野例		相談窓口
［略］	［略］	［略］
電気・ガス・熱供給	電気・熱供給	電力・ガス取引監視等委員会相談窓口
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
卸売・小売	［略］	［略］
	百貨店・デパート、総合スーパー、ショッピングセンター	商務・サービスグループ流通政策課
	コンビニエンスストア	商務・サービスグループ流通政策課
	［略］	［略］
	通信販売	商務・サービスグループ流通政策課
金融、保険業	クレジットカード業	（キャッシングサービス以外に係ること） 商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課
不動産、物品賃貸業	リース業	商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課
［略］	［略］	［略］

改正前

第五　経済産業省所管事業分野における相談窓口

経済産業省所管事業分野に係る相談窓口は以下のとおり。

［略］

別表一　本省

事業分野		相談窓口
［略］	［略］	［略］
電気・ガス・熱供給	電気	電力・ガス取引監視等委員会相談窓口
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
卸売・小売	［略］	［略］
	百貨店・デパート、総合スーパー、ショッピングセンター	商務・サービスグループ消費・流通政策課
	コンビニエンスストア	商務・サービスグループ消費・流通政策課
	［略］	［略］
	通信販売	商務・サービスグループ消費・流通政策課
金融、保険業	クレジットカード業	（キャッシングサービス以外に係ること） 商務・サービスグループキャッシュレス推進室
不動産、物品賃貸業	リース業	商務・サービスグループ消費経済企画室
［略］	［略］	［略］

その他告示

○総務省告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年三月五日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
減税日本・ゆうこく連合	原口　一博	原口　一博	佐賀県佐賀市高木瀬東二―五―四一	（令和）八、一、二五

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ)　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
事務事業評価で税金の使い道を正す党	浜田　聡	浜田　聡	東京都葛飾区東新小岩一―一―一	参議院議員	（令和）七、八、四

(ロ)　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
今枝宗一郎君を内閣総理大臣にする会	大石　明宣	田淵　雄三	愛知県豊川市豊川西町六四	今枝宗一郎、衆議院議員	（令和）七、二、二一

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第一号）	届出年月日
笑顔な社会を取り戻す会	内海　洋一	内海　洋一	東京都中央区湊三―一八―一七	石井　朗夫、参議院議員	七、六、一三
靖智会	大石　竜次	小宮　久	東京都港区三田三―三―八	浜田　靖一、衆議院議員	七、三、一七

(ハ)　法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
青森縄文男組	一戸　孝之	工藤　淳	青森県青森市戸崎宮井一三八	一戸　孝之、参議院議員	（令和）七、六、九
あらまき豊志と四季の会	荒巻　豊志	荒巻　豊志	東京都大田区蒲田五―四六―一〇	荒巻　豊志、参議院議員	七、五、二六
岩本麻奈いのちと未来の医政フォーラム	富田　麻奈	富田　知	東京都千代田区永田町二―一―一	富田　麻奈、参議院議員	七、七、二八
岸ひろゆき後援会	岸　博幸	堀井　元就	東京都港区赤坂一―一―四―五	岸　博幸、参議院議員	七、六、九
北村晴男後援会	北村　晴男	市川　裕樹	東京都千代田区永田町二―一―一	北村　晴男、参議院議員	七、八、二〇
国定政経研究会	國定　勇人	久國ちぐさ	東京都千代田区永田町二―二―一	國定　勇人、衆議院議員	七、七、一八
久保優太後援会	森下　優太	森下　優太	東京都東久留米市東本町三―二	森下　優太、参議院議員	七、六、一〇
黒川ようじと次世代の未来を考える会	黒川　洋司	黒川まり子	大阪府大阪市福島区吉野二―一―一一	黒川　洋司、参議院議員	七、五、二九
角野なすか後援会	角野　為耶	角野　為耶	東京都港区南麻布二―二一	角野　為耶、参議院議員	七、六、一八
太翔会	西野　太亮	田丸　志野	熊本県熊本市南区近見七―五―四〇	西野　太亮、衆議院議員	七、五、一三
大陽会	山本　大地	猪尾　香澄	和歌山県和歌山市新在家七八―三一	山本　大地、衆議院議員	七、七、九
高見康裕政策研究会	高見　康裕	小牧　雅一	東京都千代田区永田町二―一―二	高見　康裕、衆議院議員	七、七、一
武田ゆうき後援会	武田　祐樹	大野　泰嵩	東京都中央区日本橋茅場町一―一三	武田　祐樹、参議院議員	七、六、六
TEAM麻弥	本田　麻弥	菊池　純	東京都北区赤羽三―三	本田　麻弥、参議院議員	七、六、五
定期健康診断を廃止する党	田島　貴英	田島　貴英	神奈川県横浜市港北区菊名二―六―一四	田島　貴英、参議院議員	七、七、二三
中山集後援会	中山　集	岩田　浩岳	島根県松江市大正町四六―二三	中山　集、参議院議員	七、六、一〇
西銘恒三郎政治研究会	西銘恒三郎	西銘　浩平	東京都千代田区永田町二―一―二	西銘恒三郎、衆議院議員	七、七、三
日本の未来を切り拓く会	志村　優一	志村　優一	東京都新宿区余丁町八―二一	志村　優一、衆議院議員	七、八、一五
博揚地域未来懇話会	笹川　博義	堀越冨士夫	東京都千代田区永田町二―一―二	笹川　博義、衆議院議員	七、八、四
藤原ひろのぶ後援会	藤原　宏宣	守田　ゆい	東京都千代田区六番町六―四	藤原　宏宣、参議院議員	七、六、四

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
まもる会	福山　守	佐藤　汀	東京都千代田区永田町二―一―一	参議院議員福山　守、参議院議員	七、八、五
宮田たかお後援会	宮田　崇生	宮田　崇生	東京都港区高輪四―一―二三	参議院議員宮田　崇生、参議院議員	七、六、三
薬師寺みちよ後援会	薬師寺道代	横木　僚太	福岡県福岡市博多区博多駅前三―九―一四	参議院議員薬師寺道代、参議院議員	七、六、五
ラサール石井事務所	石井　朗夫	小野寺葉月	東京都千代田区永田町二―一―一	参議院議員石井　朗夫、参議院議員	七、八、一四
蓮舫後援会	齊藤　蓮舫	鈴木　綾子	東京都世田谷区下馬二―二〇―	参議院議員齊藤　蓮舫、参議院議員	七、六、二四

(二)　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井めぐみ後援会	渡部　純一	石井隆太郎	茨城県取手市片町二九六―一	(令和)七、八、一八
桜友会	田中　勢士	武田　翔太	東京都荒川区南千住二―三二―四	七、七、二五
教育・子育てを応援する会	中塚すみれ	中塚すみれ	東京都新宿区下落合二―二二―二四	七、六、二〇
金融財政本庁『デジタル党』	室岡　克典	山岸　弘昌	東京都新宿区西新宿六―二〇―七	七、八、一四
賢政会	山内　誠	岸　春雄	東京都新宿区大久保二―二九―一四	七、八、一八
減税党	小泉　典央	小泉　典央	東京都杉並区高円寺北二―四―一―二二	七、五、二三
減税等日本・バブルを再び党	山口　孝	山口　孝	広島県広島市佐伯区五日市町上河内七―一二	七、七、七
国民議会連合政党	染谷日向子	古川　勝久	東京都中野区中央四―一九―一四	七、六、一二
次世代政策研究会	島谷　澪	島谷　澪	山口県防府市今市町二三―八	七、六、一九
次世代セキュリティ・イニシアティブ	山本隆太郎	池田　香恵	東京都千代田区紀尾井町三―三三	七、七、二
自由自在党	嘉納　道致	嘉納　道致	岐阜県岐阜市加納鉄砲町一―四五―一	七、七、八
城北会―大木武夫後援会	大木　武夫	大木　武夫	東京都練馬区向山三―二一―三八	七、六、三〇
政治結社すっぽんの大橋	大橋　勝巳	大橋　勝巳	愛知県名古屋市中川区大地一―二	七、七、三一
政治結社大行社湘南支部	森　博明	森　博明	神奈川県厚木市愛甲四―五―一一	七、六、二五
政治結社大日本至道会	早野　岳志	早野　岳志	埼玉県本庄市小島南三―七―一五	七、六、一六
政治結社同血社	河原　博史	下山　陽太	東京都中央区日本橋浜町三―二七―二	七、七、二四
政治結社同血社福島連合福島支部	霜山　一己	土屋　蘭子	福島県伊達市梁川町桜町二	七、七、三〇
世界人権党	奥村さち子	嶺　南佐	東京都江東区亀戸六―三一―一	七、五、二三
大日本靖勇會関東本部	浅野　正臣	浅野　正臣	群馬県太田市西矢島町一一八―一	七、六、二
多夫多妻党	永安　祐子	永安　祐子	兵庫県神戸市東灘区西岡本六―一一―一七	七、四、一五
デジタル政策研究会	濱元　秀俊	濱元　秀俊	東京都世田谷区池尻三―一九―二四	七、八、一五
中塚翔大後援会	中塚　翔大	中塚　翔大	東京都新宿区下落合二―二二―二四	七、六、二〇
日本人第一	高橋　易資	松岡　裕子	東京都文京区本駒込五―五―五六	七、六、四
日本政経連盟	宮本　新山	山田　智敦	東京都港区赤坂九―二―九	七、八、一
日本團結党	風早　大生	二階堂広之	東京都杉並区清水二―一九―一六	七、六、九
未成年結婚相談所	松下　幸治	松下　幸治	大阪府大阪市大正区泉尾二―一四―九	七、六、一〇
緑・環境を守る会	谷　かをる	谷　かをる	東京都新宿区下落合二―二二―二四	七、六、一九
みんなの手取りをふやす会	最上　英嗣	豊澤　恵	秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地一―二四	七、六、一九
躍動を止めない会	小林　裕介	小林　裕介	北海道札幌市北区北七条西四―一―一	七、六、一八
山城ひろじ・全国勝手連	藤田　高景	川上　康正	東京都新宿区早稲田鶴巻町五七一	七、六、二
わたしたちのバトン基金	能條　桃子	園　捺梨沙	東京都武蔵野市吉祥寺本町四―六―三	七、七、一

備考　従来、黒川ようじと次世代の未来を考える会は大阪府選挙管理委員会に、太翔会は熊本県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月五日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党

政治団体の名称	異動事項	異動年月日
公明党	代表者の氏名	新　菊地とし子（竹谷とし子）	旧　斉藤　鉄夫	(令和)八、一、二二
立憲民主党	代表者の氏名	水岡　俊一	野田　佳彦	八、一、二〇
	会計責任者の氏名	田名部匡代	津村　啓介	

(二)　政党の支部

政治団体の名称	異動事項	異動年月日
国民民主党参議院比例区第5総支部	代表者の氏名	新　山田　吉彦	旧　相本　伸幸	(令和)七、三〇
	会計責任者の氏名	川嶋　健史		
社会民主党四国ブロック協議会	代表者の氏名	久保耕次郎	石川　稔	七、五、二〇
	会計責任者の氏名	久保耕次郎		

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
自由民主党東京都参議院比例区第十一支部	会計責任者の氏名	久保田　稔	七、八、一
自由民主党東京都参議院比例区第二十八支部	会計責任者の氏名	富山　明彦	七、七、二九
日本維新の会国会議員団	代表者の氏名	藤田　文武	七、八、八
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
磯子区薬剤師連盟	会計責任者の氏名	岩崎　勉	七、七、七
岩井茂樹後援会	主たる事務所の所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取三〇二―六	七、八、一
愛宕会	会計責任者の氏名	繁本　護	七、二、一
厳の会	主たる事務所の所在地	東京都中野区江古田四―三四―三	七、六、二三
犬童周作後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	七、七、二九（七、八、一二）
WE ARE ALL ONE	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第一号）	須藤　元気	七、五、二七
AI日本研究会	政治団体の名称	AI日本研究会	七、五、二五
NHKから国民を守る党	政治団体の名称	NHKから国民を守る党	七、八、二三
NHKをぶっ壊す！	政治団体の名称	NHK党	七、八、二二
大岡敏孝を支える会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―七―一〇	七、七、三一
大口よしのり後援会	会計責任者の氏名	大口　善徳	七、六、一
太田房江後援会	主たる事務所の所在地	東京都港区南青山二―二―一五	七、七、二九
小川まさゆき後援会	主たる事務所の所在地	栃木県那須烏山市興野一五六六	七、八、一
尾山政経懇話会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	七、七、一
環境推進研究会	会計責任者の氏名	大川　和彦	七、六、一八
議席を減らします党	代表者の氏名	前田　悠斗	七、八、二二
九電工労組ライフプラン向上委員会	会計責任者の氏名	林　大輔	七、七、一四

政治団体の名称	会計責任者の氏名	須藤　正英	七、
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第一号）	参議院議員		
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	須藤　元気、参議院議員		
政治団体の名称	AI日本研究会	AI日本	七、
政治団体の名称	NHKから国民を守る党	NHK党	七、
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、
主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	大口　善徳	七、
主たる事務所の所在地	東京都港区南青山二―二―一五	東京都千代田区永田町二―一―一	七、
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、
主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	石川県金沢市鞍月五―一八一	七、
会計責任者の氏名	大川　和彦	河野　正美	七、
代表者の氏名	前田　悠斗	蛯原　巧	七、
会計責任者の氏名	林　大輔	矢野　淳一	七、

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第一号）	犬童　周作、参議院議員	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、八、一
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	会計責任者の氏名	久保田　稔	七、八、一
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、八、八
会計責任者の氏名	藤本佐和子	安武恵美子	七、七、七
主たる事務所の所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取三〇二―六	静岡県三島市富士ビレッジ三―二六	七、八、一
会計責任者の氏名	岩井　弘美	勝又　康充	七、六、二三
代表者の氏名	多田　英史	沖本　馨	七、七、二九（七、八、一二）
主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都港区六本木一―七―二七（令和七、二、一）	七、七、二九（七、八、一二）
代表者の氏名	犬童　周作	鈴木　健司	七、
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、
公職の種類（第一号）	参議院議員		
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	犬童　周作、参議院議員		
会計責任者の氏名	久保田　稔	藤田　悦弘	七、八、一

（三）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

琴山会	会計責任者の氏名	成相　安信	七、八　一	私鉄山陽交通政策研究会	代表者の氏名	野田　秀明	七、五　二一
見坂茂範後援会	会計責任者の氏名	見坂　茂範	七、七　二九	社会保険料引き下げを実現する会	会計責任者の氏名	音喜多　駿	七、五　二一
原電エンジニアリング労働組合政治活動委員会	会計責任者の氏名	秋山　大助	七、六　二一		国会議員関係政治団体の区分		七、五　二一（二六）
郷憂会	代表者の氏名	市原　良英	七、五　一六	社会保障政策懇話会	代表者の氏名	中村　敏幸	七、六　二〇
国民の声を政府に届ける会	国会議員関係政治団体の区分	浅田麻衣子	七、六　三（一六）		主たる事務所の所在地	東京都板橋区小豆沢四―二五―九	
サクセス三田会	会計責任者の氏名	大森　勇	七、六　一一	人権を考えるフォーラム	代表者の氏名	関西　義昭	七、五　二〇
参政党から国民を守る党	国会議員関係政治団体の区分	立花　孝志	七、八　二二		主たる事務所の所在地	京都府宇治市宇治下居一三六―一一	
GS会	主たる事務所の所在地	佐藤　宣幸	七、七　一	真政会	代表者の氏名	吉田　真次	七、六　二七
小林学後援会	主たる事務所の所在地	小林　学	七、七　一八		主たる事務所の所在地	山口県長門市東深川一八六〇―一	
個人タクシー政治連盟	代表者の氏名	三嶋　英治	七、七　一六	政治結社晴龍義塾	会計責任者の氏名	天野　光輝	七、六　一〇
事の会	主たる事務所の所在地	小野寺五典	七、七　一八		主たる事務所の所在地	香川県さぬき市末一三三八―二	
	公職の種類（第一号）	三嶋　英治	七、七　一六	成長戦略研究会	代表者の氏名	三宅　伸吾	七、六　一〇
	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	浅田麻衣子、衆議院議員	六、三（一六）	部義塾西東京本	主たる事務所の所在地	東京都大田区羽田五―一九―二	
	公職の種類（第一号）	衆議院議員	七、六　三	政治結社晴龍義塾西東京本部	会計責任者の氏名	天野　光輝	七、六　一〇
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、六　三（一六）		主たる事務所の所在地	香川県さぬき市末一三三八―二	
志喜の会	会計責任者の氏名	佐々木喜一	七、八　一	製薬産業政治連盟	代表者の氏名	安川　健司	七、六　九
	主たる事務所の所在地	京都府京都市中京区蛸絵屋町二六五―二			主たる事務所の所在地	東京都板橋区板橋一―一一	
J―POWER グループユニオン政治活動委員会	代表者の氏名	田中　翔吾	七、六　二〇	全国自動車共済政治連盟	会計責任者の氏名	村瀬公一郎	七、七　一
	会計責任者の氏名	小山　豊	七、六　二〇		主たる事務所の所在地	東京都千代田区飯田橋二―一六―九	
海保　大明	会計責任者の氏名	海保　大明	七、七　一	正論社	代表者の氏名	鈴木　誠一	七、四　一
	主たる事務所の所在地	千葉県山武郡横芝光町屋形一六三			主たる事務所の所在地	東京都板橋区板橋一―一六―三	
至幸会	会計責任者の氏名	浜田　靖一	七、六　三	全国社会福祉政治連盟	代表者の氏名	磯　彰格	七、七　一
	主たる事務所の所在地	大堀　将和	七、七　一		主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田三崎町二―二〇―七	
四国でんぼろう政策・制度実現委員会	代表者の氏名	正木　洸大	七、七　四	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	七、七　二九
	会計責任者の氏名	古木　涼介	七、七　四				

全国社会保険労務士政治連盟中国・四国地域連絡会
主たる事務所の所在地　広島県広島市中区橋本町一〇―一〇
代表者の氏名　横手　裕康
会計責任者の氏名　川岡　昭雄
会計責任者の氏名　佐々木　誠
主たる事務所の所在地　愛媛県松山市萱町四―六―三
代表者の氏名　岡本　恭英
会計責任者の氏名　松浦　僚
七、六、三〇

全国社会保険労務士政治連盟北海道・東北地域連絡会
館岡　睦彦
池田　清昭
池田　清昭
肥後　辰彦
七、六、一六

全国食肉生衛連合会政治連盟
池田　清昭
会計責任者の氏名　池田　清昭
肥後　辰彦
七、六、一九

全国たばこ販売政治連盟関西地区本部
大西　勉
会計責任者の氏名　亀田　俊治
豊島　敏夫
七、五、二三

全国たばこ販売政治連盟上信越地区本部
岸田　豊
代表者の氏名　岸田　豊
三上　健一
七、五、一六

全国農業会議所農政推進連盟
望月　雄内
主たる事務所の所在地　東京都千代田区麹町四―五
東京都千代田区二番町九―八
七、七、一

全国林業政治連盟
前川　收
会計責任者の氏名　富山　洋
肱黒　直次
七、六、二四

竹詰ひとしを支援する会
河野　一生
会計責任者の氏名　片山　修
玉島　一吉
七、七、一

ちゅうごくでんぽ生活向上委員会
石本　悠太
代表者の氏名　石本　悠太
川上　泰幸
七、七、九

中古車政治連盟
塚田　長志
代表者の氏名　塚田　長志
海津　博
七、六、五

中電プラント労働組合政治活動委員会
村上　雄基
代表者の氏名　村上　雄基
葛西　翔平
七、七、一八

テューナレステレビ党
立花　孝志
国会議員関係政治団体の区分　国会議員関係政治団体以外の政治団体
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
七、八、二二

鶴田亮介後援会
鶴田　亮介
主たる事務所の所在地　東京都目黒区柿の木坂二―二―五―一二
東京都品川区東五反田五―二―一二
七、五、一二

TKC西東京山梨政経研究会
岡野　哲史
代表者の氏名　岡野　哲史
川西　京也
七、七、一

電力総連政治活動委員会
河野　一生
会計責任者の氏名　片山　修
玉島　一吉
七、七、一

東海ときわ会静岡支部
竹中　正俊
会計責任者の氏名　高橋　健也
笠井　隆夫
七、七、一

東海ときわ会東京支部
谷津　剛也
主たる事務所の所在地　東京都港区港南一―八―二七
東京都港区港南二―一―九五
七、八、一

東北でんぼろう政治委員会
梅田　真司
代表者の氏名　梅田　真司
佐藤　雅宏
七、六、二六

都市問題研究会
金澤　結衣
主たる事務所の所在地　神奈川県座間市相模が丘五―七―三二
東京都江東区深川二―一六―二三
七、六、二七

名古屋税理士政治連盟高山支部
岡崎　壮男
主たる事務所の所在地　岐阜県高山市石浦町二―三一五
岐阜県高山市下一之町二七
七、五、一六

日本愛国同志会
中西　忠則
代表者の氏名　岡崎　壮男
主たる事務所の所在地　大分県玖珠郡九重町野上一三二一
大分県別府市石垣東七―二―二
七、七、一一

日本介護支援専門員連盟
初山　昌平
会計責任者の氏名　初山　昌平
坪根　雅子
七、七、二八

日本行政書士政治連盟
常住　豊
代表者の氏名　常住　豊
園田由美子
七、七、二〇

日本歯科衛生士連盟
澤　千秋
会計責任者の氏名　落合　美穂
梶原　貴子
七、七、一

日本自動車整備政治連盟
島　雅之
会計責任者の氏名　永窪　方明
清水　敦
七、六、一

日本柔道整復師連盟
長尾　淳彦
会計責任者の氏名　山崎　邦生
森川　伸治
七、七、三

日本女性党
増田　博美
会計責任者の氏名　増田　博美
土屋　輝晃
七、七、八、一三

日本人の権利と生活を守る会
加藤真沙美
主たる事務所の所在地　神奈川県横浜市港北区日吉二―二五―三八
神奈川県川崎市宮前区東有馬五―一五―二〇
七、六、二四

日本精神神経科診療所政治連盟
三木　和平
政治団体の名称　日本精神神経科診療所政治連盟
日本精神神経科診療所医師連盟
七、六、八

日本青年社
千葉　秀次
代表者の氏名　千葉　秀次
松尾　和也
七、五、二六

日本福祉用具供給事業者連盟
岩元　文雄
代表者の氏名　岩元　文雄
東京都小金井市前原町三―四〇―一
東京都八王子市石川町二一一〇二―二三
七、六、二
小野木孝二
七、六、二四

日本弁護士政治連盟
小林　元治
会計責任者の氏名　寺前　隆
若林　茂雄
七、六、二〇

日本保守党
石濱　哲信
会計責任者の氏名　石濱　哲信
高橋　易資
七、七、一四

日本来穀商政治連盟
岡　達也
代表者の氏名　岡　達也
山崎　政治
七、七、一

パチンコの違法化・大幅課税を求める議員と国民の会
小坂　英二
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体
七、七、二一

浜野よしふみを支援する会
大森　勇
公職の種類（第一号）　衆議院議員
会計責任者の氏名　片山　修
玉島　一吉
七、七、一

原田大二郎と進む会	原田大二郎	主たる事務所の所在地	愛媛県松山市畑寺四―一四―一一六―一	七、八、一	
		代表者の氏名	原田大二郎	七、八、六）	
		会計責任者の氏名	鈴木　孝久		
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体		
		公職の種類（第一号）	参議院議員		
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	原田大二郎、参議院議員		
兵庫の躍動を進める会	水島　徹朗	主たる事務所の所在地	兵庫県高松市勅使町一一六八―一	七、	
		会計責任者の氏名	長尾　哲見		
		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体		
松本たけあき後援会	松本　剛明	主たる事務所の所在地	香川県高松市勅使町一一六八―一	七、	
		会計責任者の氏名	窪内　隆梓		
		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体		
みずおか俊一後援会	水岡　俊一	主たる事務所の所在地	兵庫県高松市勅使町一一六八―一	七、	
		会計責任者の氏名	長尾　哲見		
		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体		
南九州税理士政治連盟	宮本　律夫	主たる事務所の所在地	愛媛県松山市畑寺四―一四―一一六―一	七、八、一	
		会計責任者の氏名	原田大二郎	七、八、六）	
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体		
		公職の種類（第一号）	参議院議員		
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	原田大二郎、参議院議員		
宮崎農業農村政策研究所	宮崎　雅夫	主たる事務所の所在地	兵庫県高松市勅使町一一六八―一	七、	
		会計責任者の氏名	長尾　哲見		
		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体		
未来会議ＮＩＰＰＯＮ	末次　啓了	主たる事務所の所在地	兵庫県高松市勅使町一一六八―一	七、	
		代表者の氏名	長尾　哲見		
		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体		
未来を育む会	串田　久子	主たる事務所の所在地	愛媛県松山市畑寺四―一四―一一六―一	七、八、一	
		会計責任者の氏名	原田大二郎	七、八、六）	
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体		
		公職の種類（第一号）	参議院議員		
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	原田大二郎、参議院議員		
ものづくり推進フォーラム	新妻　秀規	主たる事務所の所在地	兵庫県高松市勅使町一一六八―一	七、	
		会計責任者の氏名	長尾　哲見		
		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体		
薬師寺道代後援会やながせ裕文後援会	薬師寺みちよ 柳ヶ瀬裕文	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区大江五―一七―五	七、	
		会計責任者の氏名	中森　哲也		
		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体		
山尾しおりの資金管理団体山田ヨシヒコと海を考える会	菅野志桜里 山田　吉彦	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂六―三―二〇	七、六、二七	
		会計責任者の氏名	横木　僚太	七、六、一〇	
		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体		

山本博司を励ます会　山本　博司　国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体　七、七、二九

祐徳会　上月　良祐　会計責任者の氏名　樋川　勲　七、六、二

横山春紀後援会　横山　春紀　主たる事務所の所在地　東京都港区高輪四―一一―二三　七、五、二

蓮舫後援会　齊藤　蓮舫　主たる事務所の所在地　東京都台東区谷中一―五―三三　七、七、二九

東京都千代田区永田町二―一―一　東京都世田谷区下馬二―二〇―二　七、

備考　従来、総務大臣に届出がされていた三谷英弘政経研究会は神奈川県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月五日

総務大臣　林　芳正

㈠　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党広島県衆議院比例区第一支部	畦元　将吾	七、（令和）二、二八
自由民主党佐賀県衆議院比例区第一支部	今村　雅弘	七、六、二二
自由民主党東京都参議院比例区第八十支部	本田　俊二	七、三、二四
日本維新の会参議院比例区第63支部	藤巻　健史	七、七、二八
れいわ新選組参議院第一総支部	**舩**後　靖彦	七、七、二三

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
赤木正幸後援会	赤木　正幸	七、（令和）三、一
ＮＨＫから国民を守る党	武原　正二	七、四、一〇
経済泰斗の会	藤巻　健史	七、七、二八
血盟護國青年塾	山田　保人	七、五、一
高知・徳島から日本を考える会	仁木　啓人	七、六、三
さがえ孝允君を応援する法律家の会	須田　清	七、六、三〇
さがえ孝允後援会	寒河江孝允	七、六、三〇
次世代政治経済研究会	金村　龍那	七、五、一六
実行委員会ＴＯＫＹＯ	櫻井　謙太	七、四、三〇
弱者を守る昭和の笑顔で頼れるおっさん町守りの会	金子　富夫	七、七、三〇
自由自在党（設立届出年月日　平成二九、七、一八）	嘉納　道致	七、五、二五
秋成会	辻嶋　彰	七、六、一

女性議員50％を目指す党　那須　愛美　七、三、二五
新産業政策研究会　高市　拓　七、六、三〇
真友会　江崎　鐵磨　七、五、一
政治結社紀桜塾　関口　泰生　七、七、八
政治結社大行社湘南支部（設立届出年月日　令和五、五、二二）　森　博明　七、六、二五
政治結社廉清会　小室　浩　七、五、三一
丹波・関西・日本を守る会　羽馬　宏明　七、三、三一
チームふなGO！　舩後　靖彦　七、七、二三
柘植芳文四国地方本部後援会　宮川　大介　七、八、一八
中村之菊後援会　中村　之菊　七、六、一三
福治会　福田　治子　七、七、一五
平和党　内藤　久遠　七、三、三一
義家弘介後援会　義家　弘介　七、五、一四

○総務省告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年三月五日

総務大臣　林　芳正

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
浅田麻衣子	国民の声を政府に届ける会	東京都中央区銀座六―六―一	七、（令和）六、三
荒巻　豊志	あらまき豊志と四季の会	東京都大田区蒲田五―四六―一〇	七、五、二六
石井　朗夫	ラサール石井事務所	東京都千代田区永田町二―一―一	七、八、一三
犬童　周作	犬童周作後援会	東京都千代田区永田町二―一―一	七、七、二九
小川　克巳	小川克巳全国後援会	埼玉県さいたま市見沼区大字中川一〇七―四	七、七、八
小川　雅幸	小川まさゆき後援会	栃木県那須烏山市興野一五六六	七、八、一
岸　博幸	岸ひろゆき後援会	東京都港区赤坂一―一四―五	七、六、八
北村　晴男	北村晴男後援会	東京都千代田区永田町二―一―一	七、八、一九
國定　勇人	国定政経研究会	東京都千代田区永田町二―二―一	七、七、一五
齊藤　蓮舫	蓮舫後援会	東京都世田谷区下馬二―二〇―二	（平成）一六、三、三一
笹川　博義	博揚地域未来懇話会	東京都千代田区永田町二―一―二	（令和）七、八、一
角野　為耶	角野なすか後援会	東京都港区南麻布二―八―二一	七、六、一八
髙見　康裕	高見康裕政策研究会	東京都千代田区永田町二―一―二	七、七、一
武田　祐樹	武田ゆうき後援会	東京都中央区日本橋茅場町一―一三―一三	七、六、六

谷　かをる　東京都議会議員　緑・環境を守る会　東京都新宿区下落合二―二二―二四　七、六、一九
富田　麻奈　参議院議員　岩本麻奈いのちと未来の医政フォーラム　東京都千代田区永田町二―一―一　七、七、二八
中塚　翔大　新宿区議会議員　中塚翔大後援会　東京都新宿区下落合二―二二―二四　七、六、二〇
中塚すみれ　東京都議会議員　教育・子育てを応援する会　東京都新宿区下落合二―二二―二四　七、六、二〇
中山　集　参議院議員　中山集後援会　島根県松江市大正町四四六―二三　七、六、九
西野　太亮　衆議院議員　太翔会　熊本県熊本市南区近見七―五―四〇　（平成）二八、七、二九
西銘恒三郎　衆議院議員　西銘恒三郎政治研究会　東京都千代田区永田町二―一―二　（令和）七、七、一
原田大二郎　参議院議員　原田大二郎と進む会　愛媛県松山市畑寺四―一四―一六―一　七、八、一
福山　守　参議院議員　まもる会　東京都千代田区永田町二―一―一　七、七、二九
藤田　誠　参議院議員　藤田誠後援会　東京都港区南青山四―二二―一　七、五、二六
藤原　宏宣　参議院議員　藤原ひろのぶ後援会　東京都千代田区六番町六―四　七、五、一九
水岡　俊一　参議院議員　みずおか俊一後援会　東京都千代田区一ツ橋二―六―二　七、八、八
三谷　英弘　衆議院議員　三谷英弘政経研究会　神奈川県横浜市青葉区青葉台一―三―九　七、一、一
宮田　崇生　参議院議員　宮田たかお後援会　東京都港区高輪四―一一―二三　七、五、三〇
森下　優太　参議院議員　久保優太後援会　東京都東久留米市東本町三―二　七、六、八
山本　大地　衆議院議員　大陽会　和歌山県和歌山市新在家七八―三一　七、六、三〇

○総務省告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月五日

総務大臣　林　芳正

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
泉田　裕彦	泉田裕彦政治経済防災研究会	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市南町二―四―一〇	新潟県長岡市千歳三―二―三三	（令和）七、二、一
岩井　茂樹	岩井茂樹後援会	主たる事務所の所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取三〇〇二―六	静岡県三島市富士ビレッジ三―二六	七、八、一
小野寺五典	事の会	主たる事務所の所在地	宮城県大崎市古川駅前大通六―一―二一	東京都千代田区永田町二―一―二	七、七、一八
菅野志桜里	山尾しおりの資金管理団体	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂六―三―二〇	東京都千代田区隼町三―一九	七、六、二七
小林　学	小林学後援会	主たる事務所の所在地	東京都港区高輪四―一一―二三	東京都渋谷区神南一―一一―四	七、六、一
小森　卓郎	尾山政経懇話会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	石川県金沢市鞍月五―一八一	七、七、一

齊藤　蓮舫	蓮舫後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	七、	七、二九
佐々木喜一	志喜の会	主たる事務所の所在地	京都府京都市中京区蒔絵屋町二六五―二	七、	八、　一
須藤　元気	WE　ARE　ALL　ONE	公職の種類	参議院議員	七、	五、二七
谷　ちぐさ	谷ちぐさ後援会	公職の種類	新宿区議会議員	七、	七、二九
新妻　秀規	ものづくり推進フォーラム	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区栄二―一四―一五	七、	七、二八
三宅　伸吾	成長戦略研究会	主たる事務所の所在地	香川県さぬき市末一三三八―二	七、	七、二九
宮崎　雅夫	宮崎農業農村政策研究所	主たる事務所の所在地	東京都江東区豊洲三―六―五	七、	七、二九
柳ヶ瀬裕文	やながせ裕文後援会	主たる事務所の所在地	東京都大田区千鳥三―一一―一九	七、	七、二四
横山　春紀	横山春紀後援会	主たる事務所の所在地	東京都港区高輪四―一一―二三	七、	五、　二
吉田　真次	真政会	主たる事務所の所在地	山口県長門市東深川一八六〇―一	七、	六、二七
齊藤　蓮舫	蓮舫後援会	主たる事務所の所在地	東京都世田谷区下馬二―二〇―二	七、	七、二九
佐々木喜一	志喜の会	主たる事務所の所在地	東京都新宿区市谷八幡町一―一	七、	八、　一
須藤　元気	WE　ARE　ALL　ONE	公職の種類	衆議院議員	七、	五、二七
谷　ちぐさ	谷ちぐさ後援会	公職の種類	東京都議会議員	七、	七、二九
新妻　秀規	ものづくり推進フォーラム	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	七、	七、二八
三宅　伸吾	成長戦略研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	七、	七、二九
宮崎　雅夫	宮崎農業農村政策研究所	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	七、	七、二九
柳ヶ瀬裕文	やながせ裕文後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	七、	七、二四
横山　春紀	横山春紀後援会	主たる事務所の所在地	東京都台東区谷中一―五―三三	七、	五、　二
吉田　真次	真政会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	七、	六、二七

○総務省告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月五日

総務大臣　林　芳正

㈠　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
赤木　正幸	赤木正幸後援会	七、（令和）三、一
大岡　敏孝	大岡敏孝を支える会	七、七、三一
杉尾　秀哉	秀山会	七、七、三一
義家　弘介	義家弘介後援会	七、五、一四

㈡　法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
江崎　鐵磨	真友会	七、（令和）五、一
齊藤　房江	太田房江後援会	七、七、二九
藤巻　健史	経済泰斗の会	七、七、二八
舩後　靖彦	チームふなGO！	七、七、二三
山本　博司	山本博司を励ます会	七、七、二九

○国土交通省告示第三百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

島田沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県上水内郡小川村大字高府の区域内の土地のうち、次の一点から五百九十八点までを順次結んだ線及び一点と五百九十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°36′57.8338″	137°58′37.5227″
2	36°36′57.7298″	137°58′37.5187″
3	36°36′57.6328″	137°58′37.4567″
4	36°36′57.3708″	137°58′37.3827″
5	36°36′57.1538″	137°58′37.2717″
6	36°36′56.9598″	137°58′37.1917″
7	36°36′56.7858″	137°58′37.1067″
8	36°36′56.5388″	137°58′36.9837″
9	36°36′56.4188″	137°58′36.9267″
10	36°36′56.2098″	137°58′36.8517″
11	36°36′55.9578″	137°58′36.8148″
12	36°36′55.6878″	137°58′36.8078″
13	36°36′55.3678″	137°58′36.8188″
14	36°36′55.1358″	137°58′36.8158″
15	36°36′55.0778″	137°58′36.8018″
16	36°36′54.9888″	137°58′36.7448″
17	36°36′54.9078″	137°58′36.6638″
18	36°36′54.8308″	137°58′36.6358″
19	36°36′54.7438″	137°58′36.6238″
20	36°36′54.6908″	137°58′36.6528″
21	36°36′54.5368″	137°58′36.7218″
22	36°36′54.3248″	137°58′36.8278″
23	36°36′54.1708″	137°58′36.8438″
24	36°36′53.9698″	137°58′36.8398″
25	36°36′53.7228″	137°58′36.8418″
26	36°36′53.6648″	137°58′36.8178″
27	36°36′53.5158″	137°58′36.6748″
28	36°36′53.3218″	137°58′36.5278″
29	36°36′53.1248″	137°58′36.3948″
30	36°36′52.9658″	137°58′36.2718″
31	36°36′52.8148″	137°58′36.1388″
32	36°36′52.6598″	137°58′36.0108″
33	36°36′52.5398″	137°58′35.9248″
34	36°36′52.3758″	137°58′35.8808″
35	36°36′52.3418″	137°58′35.9818″
36	36°36′52.2608″	137°58′36.1548″
37	36°36′52.1758″	137°58′36.1218″
38	36°36′51.9978″	137°58′36.0268″
39	36°36′51.7508″	137°58′35.9139″
40	36°36′51.6198″	137°58′35.8479″
41	36°36′51.1308″	137°58′35.7469″
42	36°36′51.0458″	137°58′35.7279″
43	36°36′50.9328″	137°58′35.6329″
44	36°36′50.8048″	137°58′35.5139″
45	36°36′50.6428″	137°58′35.3339″
46	36°36′50.5148″	137°58′35.2239″
47	36°36′50.3988″	137°58′35.1529″

48	36°36′50.1598″	137°58′35.1859″
49	36°36′50.0478″	137°58′35.2339″
50	36°36′49.9348″	137°58′35.3739″
51	36°36′49.7808″	137°58′35.5799″
52	36°36′49.6988″	137°58′35.6769″
53	36°36′49.6558″	137°58′35.6769″
54	36°36′49.5708″	137°58′35.6149″
55	36°36′49.4548″	137°58′35.5309″
56	36°36′49.3508″	137°58′35.4939″
57	36°36′49.2888″	137°58′35.5139″
58	36°36′49.2348″	137°58′35.5289″
59	36°36′49.1778″	137°58′35.6579″
60	36°36′49.1388″	137°58′35.7039″
61	36°36′49.0317″	137°58′35.8679″
62	36°36′48.9237″	137°58′35.9399″
63	36°36′48.7807″	137°58′36.0069″
64	36°36′48.5457″	137°58′36.1419″
65	36°36′48.2377″	137°58′36.3019″
66	36°36′47.9567″	137°58′36.4769″
67	36°36′47.7987″	137°58′36.5879″
68	36°36′46.8317″	137°58′37.2871″
69	36°36′45.2626″	137°58′36.9841″
70	36°36′44.6783″	137°58′36.2295″
71	36°36′44.2279″	137°58′35.0396″
72	36°36′41.7427″	137°58′32.6726″
73	36°36′41.5897″	137°58′32.7971″
74	36°36′41.3337″	137°58′33.0431″
75	36°36′41.1477″	137°58′33.1271″
76	36°36′40.9547″	137°58′33.1651″
77	36°36′40.6417″	137°58′33.1681″
78	36°36′40.3537″	137°58′33.1301″
79	36°36′40.2577″	137°58′33.1311″
80	36°36′40.1677″	137°58′33.1691″
81	36°36′40.1127″	137°58′33.1472″
82	36°36′40.0217″	137°58′33.0502″
83	36°36′39.9017″	137°58′32.9542″
84	36°36′39.8587″	137°58′32.9172″
85	36°36′39.7437″	137°58′32.8432″
86	36°36′39.7077″	137°58′32.8212″
87	36°36′39.7617″	137°58′32.7382″
88	36°36′39.8457″	137°58′32.6482″
89	36°36′39.8577″	137°58′32.5212″
90	36°36′39.8617″	137°58′32.2522″
91	36°36′39.8537″	137°58′31.7962″
92	36°36′39.7817″	137°58′31.7442″
93	36°36′39.6187″	137°58′31.7462″
94	36°36′39.5347″	137°58′31.7982″
95	36°36′39.4027″	137°58′31.9192″
96	36°36′39.2707″	137°58′32.0622″
97	36°36′39.2107″	137°58′32.0992″
98	36°36′39.0307″	137°58′32.1162″
99	36°36′38.8977″	137°58′32.1392″
100	36°36′38.7417″	137°58′32.1922″
101	36°36′38.4667″	137°58′32.4312″
102	36°36′38.3827″	137°58′32.2902″
103	36°36′38.3157″	137°58′32.1562″
104	36°36′38.2247″	137°58′32.1572″
105	36°36′38.1297″	137°58′32.2622″
106	36°36′38.0457″	137°58′32.4043″
107	36°36′37.8887″	137°58′32.3903″
108	36°36′37.8287″	137°58′32.4663″
109	36°36′37.6007″	137°58′32.6913″
110	36°36′37.4157″	137°58′32.8873″
111	36°36′37.1937″	137°58′33.0683″
112	36°36′37.0196″	137°58′33.2413″
113	36°36′36.8196″	137°58′33.5253″
114	36°36′36.7656″	137°58′33.6903″
115	36°36′36.5926″	137°58′33.9753″
116	36°36′36.5256″	137°58′33.9013″
117	36°36′36.5256″	137°58′33.8493″
118	36°36′36.4826″	137°58′33.7223″
119	36°36′36.4276″	137°58′33.5883″
120	36°36′36.4096″	137°58′33.5583″
121	36°36′36.3796″	137°58′33.5433″
122	36°36′36.3136″	137°58′33.5063″
123	36°36′36.2526″	137°58′33.4023″
124	36°36′36.2156″	137°58′33.2163″
125	36°36′36.1486″	137°58′33.0373″
126	36°36′36.0086″	137°58′32.7764″
127	36°36′35.8026″	137°58′32.5094″
128	36°36′35.5607″	137°58′32.3094″
129	36°36′35.3437″	137°58′32.1764″
130	36°36′35.2827″	137°58′32.0864″
131	36°36′35.2277″	137°58′31.8934″
132	36°36′35.1917″	137°58′31.7814″
133	36°36′35.0827″	137°58′31.6024″
134	36°36′34.9207″	137°58′31.5134″
135	36°36′34.8057″	137°58′31.4764″
136	36°36′34.7207″	137°58′31.4094″
137	36°36′34.5817″	137°58′31.1644″
138	36°36′34.2417″	137°58′30.5864″
139	36°36′34.1387″	137°58′30.5264″
140	36°36′33.9637″	137°58′30.4535″
141	36°36′33.7047″	137°58′30.3355″
142	36°36′33.4337″	137°58′30.3005″
143	36°36′33.2587″	137°58′30.3165″
144	36°36′33.0077″	137°58′30.4125″
145	36°36′32.8867″	137°58′30.4365″
146	36°36′32.8287″	137°58′30.5635″
147	36°36′32.7637″	137°58′30.6985″
148	36°36′32.5887″	137°58′30.7365″
149	36°36′32.4327″	137°58′30.7385″
150	36°36′32.2697″	137°58′30.6795″
151	36°36′32.1907″	137°58′30.6055″
152	36°36′32.1967″	137°58′30.5235″
153	36°36′32.1907″	137°58′30.4485″
154	36°36′32.1357″	137°58′30.4035″
155	36°36′31.9787″	137°58′30.3076″
156	36°36′31.8397″	137°58′30.1896″
157	36°36′31.6457″	137°58′29.8596″
158	36°36′31.5247″	137°58′29.7186″
159	36°36′31.5487″	137°58′29.6886″

160	36°36′31.5607″	137°58′29.6066″
161	36°36′31.5177″	137°58′29.5246″
162	36°36′31.4447″	137°58′29.4426″
163	36°36′31.2947″	137°58′29.4136″
164	36°36′31.1447″	137°58′29.5196″
165	36°36′31.0497″	137°58′29.5726″
166	36°36′30.9687″	137°58′29.5236″
167	36°36′30.7507″	137°58′29.4656″
168	36°36′30.5737″	137°58′29.4466″
169	36°36′30.3957″	137°58′29.4456″
170	36°36′30.1387″	137°58′29.4176″
171	36°36′29.8587″	137°58′29.4497″
172	36°36′29.8097″	137°58′29.4197″
173	36°36′29.6727″	137°58′29.2417″
174	36°36′29.5677″	137°58′29.1427″
175	36°36′29.4397″	137°58′29.1037″
176	36°36′29.3107″	137°58′29.0257″
177	36°36′29.1187″	137°58′29.0167″
178	36°36′29.0457″	137°58′28.9777″
179	36°36′28.9097″	137°58′28.8987″
180	36°36′28.7237″	137°58′28.6907″
181	36°36′28.4907″	137°58′28.4937″
182	36°36′28.3697″	137°58′28.3547″
183	36°36′28.3377″	137°58′28.4047″
184	36°36′28.3057″	137°58′28.4147″
185	36°36′28.2407″	137°58′28.3067″
186	36°36′28.1327″	137°58′28.3038″
187	36°36′28.0697″	137°58′28.4438″
188	36°36′27.9907″	137°58′28.7128″
189	36°36′27.9027″	137°58′28.9418″
190	36°36′27.8707″	137°58′28.9528″
191	36°36′27.8307″	137°58′28.9328″
192	36°36′27.7826″	137°58′29.0228″
193	36°36′27.7516″	137°58′29.1518″
194	36°36′27.6556″	137°58′29.2918″
195	36°36′27.4876″	137°58′29.3928″
196	36°36′27.2636″	137°58′29.4038″
197	36°36′26.9666″	137°58′29.4258″
198	36°36′26.7576″	137°58′29.4178″
199	36°36′26.5656″	137°58′29.4188″
200	36°36′26.4536″	137°58′29.6188″
201	36°36′26.3906″	137°58′29.7588″
202	36°36′26.1656″	137°58′29.7798″
203	36°36′25.9896″	137°58′29.7419″
204	36°36′25.9406″	137°58′29.6029″
205	36°36′25.8116″	137°58′29.4139″
206	36°36′25.6896″	137°58′29.1659″
207	36°36′25.6046″	137°58′28.9499″
208	36°36′25.5326″	137°58′28.8009″
209	36°36′25.5076″	137°58′28.6819″
210	36°36′25.5146″	137°58′28.5329″
211	36°36′25.5626″	137°58′28.4929″
212	36°36′25.6346″	137°58′28.4319″
213	36°36′25.6186″	137°58′28.3129″
214	36°36′25.5936″	137°58′28.1139″
215	36°36′25.5927″	137°58′27.8559″
216	36°36′25.4557″	137°58′27.8369″
217	36°36′25.1836″	137°58′27.9379″
218	36°36′24.9516″	137°58′28.0389″
219	36°36′24.6716″	137°58′28.1599″
220	36°36′24.2786″	137°58′28.3819″
221	36°36′24.1816″	137°58′28.1840″
222	36°36′24.0926″	137°58′27.9750″
223	36°36′24.0916″	137°58′27.6770″
224	36°36′24.0897″	137°58′27.3290″
225	36°36′24.0787″	137°58′26.6520″
226	36°36′24.0627″	137°58′26.6020″
227	36°36′23.9417″	137°58′26.3840″
228	36°36′23.9087″	137°58′26.3350″
229	36°36′23.9147″	137°58′25.9070″
230	36°36′23.9537″	137°58′25.6180″
231	36°36′23.9687″	137°58′25.3890″
232	36°36′23.9287″	137°58′25.3500″
233	36°36′23.7447″	137°58′25.3310″
234	36°36′23.5517″	137°58′25.3320″
235	36°36′23.3837″	137°58′25.3530″
236	36°36′23.0677″	137°58′25.5120″
237	36°36′22.9027″	137°58′25.7920″
238	36°36′22.7827″	137°58′25.9120″
239	36°36′22.5897″	137°58′25.9330″
240	36°36′22.3167″	137°58′25.8560″
241	36°36′22.0677″	137°58′25.7681″
242	36°36′21.9877″	137°58′25.7381″
243	36°36′21.6507″	137°58′25.7311″
244	36°36′21.4977″	137°58′25.5921″
245	36°36′21.3527″	137°58′25.5161″
246	36°36′21.2707″	137°58′25.5161″
247	36°36′21.0777″	137°58′25.5281″
248	36°36′20.9097″	137°58′25.4991″
249	36°36′20.8767″	137°58′25.4301″
250	36°36′20.7057″	137°58′24.8741″
251	36°36′20.4957″	137°58′24.3581″
252	36°36′20.5197″	137°58′24.3181″
253	36°36′20.5747″	137°58′24.1781″
254	36°36′20.5747″	137°58′24.0781″
255	36°36′20.5207″	137°58′23.5001″
256	36°36′20.4547″	137°58′22.8931″
257	36°36′20.3208″	137°58′21.7702″
258	36°36′20.3928″	137°58′21.7692″
259	36°36′20.5398″	137°58′21.7581″
260	36°36′20.7408″	137°58′21.8271″
261	36°36′20.9258″	137°58′21.9451″
262	36°36′20.9978″	137°58′21.9241″
263	36°36′21.1168″	137°58′21.7351″
264	36°36′21.2598″	137°58′21.4051″
265	36°36′21.4428″	137°58′21.0661″
266	36°36′21.4738″	137°58′20.8571″
267	36°36′21.4098″	137°58′20.8071″
268	36°36′21.2248″	137°58′20.7891″
269	36°36′20.9358″	137°58′20.7411″
270	36°36′20.4788″	137°58′20.6542″
271	36°36′20.5018″	137°58′20.5452″
272	36°36′20.6058″	137°58′20.3451″

273	36°36′20.6768″	137°58′20.1661″
274	36°36′20.9588″	137°58′20.3131″
275	36°36′21.2238″	137°58′20.4011″
276	36°36′21.4568″	137°58′20.4691″
277	36°36′21.5928″	137°58′20.4581″
278	36°36′21.5138″	137°58′20.6871″
279	36°36′21.5538″	137°58′20.7371″
280	36°36′21.7488″	137°58′20.7561″
281	36°36′21.9788″	137°58′20.8141″
282	36°36′22.0598″	137°58′20.8831″
283	36°36′22.1568″	137°58′21.0121″
284	36°36′22.2538″	137°58′21.2701″
285	36°36′22.3428″	137°58′21.3981″
286	36°36′22.4388″	137°58′21.3680″
287	36°36′22.4618″	137°58′21.1590″
288	36°36′22.4528″	137°58′20.9000″
289	36°36′22.5078″	137°58′20.6210″
290	36°36′22.5548″	137°58′20.4320″
291	36°36′22.5058″	137°58′20.2630″
292	36°36′22.5288″	137°58′19.9440″
293	36°36′22.5438″	137°58′19.7550″
294	36°36′22.5988″	137°58′19.3770″
295	36°36′22.5969″	137°58′18.9090″
296	36°36′22.6109″	137°58′18.5910″
297	36°36′22.6499″	137°58′18.3420″
298	36°36′22.6489″	137°58′18.0850″
299	36°36′22.6329″	137°58′18.0250″
300	36°36′22.5679″	137°58′17.7671″
301	36°36′22.5829″	137°58′17.5381″
302	36°36′22.5659″	137°58′17.3491″
303	36°36′22.4129″	137°58′17.2311″
304	36°36′22.1479″	137°58′17.1031″
305	36°36′21.8419″	137°58′16.9961″
306	36°36′21.8339″	137°58′16.7971″
307	36°36′21.8239″	137°58′16.4791″
308	36°36′21.7659″	137°58′16.1611″
309	36°36′21.8619″	137°58′15.9611″
310	36°36′21.9329″	137°58′15.7321″
311	36°36′22.0359″	137°58′15.4921″
312	36°36′22.1709″	137°58′15.1731″
313	36°36′22.2899″	137°58′14.9131″
314	36°36′22.3779″	137°58′14.7931″
315	36°36′22.6539″	137°58′14.6471″
316	36°36′22.8709″	137°58′14.6461″
317	36°36′23.3429″	137°58′14.5330″
318	36°36′23.3919″	137°58′14.5430″
319	36°36′23.4959″	137°58′14.6120″
320	36°36′23.6089″	137°58′14.6610″
321	36°36′23.9849″	137°58′14.5690″
322	36°36′24.2659″	137°58′14.5170″
323	36°36′24.3299″	137°58′14.5260″
324	36°36′24.3309″	137°58′14.6960″
325	36°36′24.3709″	137°58′14.7850″
326	36°36′24.5329″	137°58′15.0030″
327	36°36′24.6289″	137°58′14.9820″
328	36°36′24.8289″	137°58′14.9110″
329	36°36′25.1329″	137°58′14.7499″
330	36°36′25.4309″	137°58′15.0159″
331	36°36′25.4239″	137°58′15.1659″
332	36°36′25.3529″	137°58′15.4349″
333	36°36′25.2659″	137°58′15.7639″
334	36°36′25.1709″	137°58′16.1129″
335	36°36′25.1319″	137°58′16.3419″
336	36°36′25.1569″	137°58′16.5509″
337	36°36′25.1809″	137°58′16.8929″
338	36°36′25.1729″	137°58′16.9919″
339	36°36′25.1659″	137°58′17.1719″
340	36°36′25.0709″	137°58′17.4809″
341	36°36′24.9759″	137°58′17.7499″
342	36°36′24.9689″	137°58′17.9489″
343	36°36′24.9849″	137°58′18.0379″
344	36°36′25.0109″	137°58′18.3469″
345	36°36′24.9719″	137°58′18.5259″
346	36°36′24.8749″	137°58′18.4069″
347	36°36′24.8109″	137°58′18.3879″
348	36°36′24.7789″	137°58′18.5269″
349	36°36′24.7729″	137°58′18.8459″
350	36°36′24.8059″	137°58′19.2729″
351	36°36′24.8159″	137°58′19.5219″
352	36°36′24.8648″	137°58′19.7899″
353	36°36′24.9138″	137°58′20.0089″
354	36°36′25.0108″	137°58′20.2869″
355	36°36′25.0518″	137°58′20.4659″
356	36°36′25.0128″	137°58′20.5759″
357	36°36′24.9728″	137°58′20.6549″
358	36°36′25.0378″	137°58′20.8039″
359	36°36′25.1588″	137°58′20.9819″
360	36°36′25.0468″	137°58′21.1029″
361	36°36′24.9518″	137°58′21.3019″
362	36°36′24.9598″	137°58′21.3419″
363	36°36′25.0238″	137°58′21.3709″
364	36°36′25.0798″	137°58′21.3509″
365	36°36′25.3118″	137°58′21.2099″
366	36°36′25.6168″	137°58′21.0589″
367	36°36′25.8808″	137°58′20.9379″
368	36°36′26.0098″	137°58′21.0859″
369	36°36′26.4278″	137°58′21.3538″
370	36°36′26.4048″	137°58′21.6028″
371	36°36′26.4138″	137°58′21.7618″
372	36°36′26.4818″	137°58′21.7978″
373	36°36′26.7618″	137°58′21.7168″
374	36°36′27.1228″	137°58′21.6148″
375	36°36′27.3308″	137°58′21.4738″
376	36°36′27.3868″	137°58′21.5428″
377	36°36′27.5808″	137°58′21.7708″
378	36°36′27.6848″	137°58′21.7298″
379	36°36′27.7968″	137°58′21.6898″
380	36°36′27.8368″	137°58′21.7088″
381	36°36′28.0468″	137°58′21.9268″
382	36°36′28.2158″	137°58′22.0948″
383	36°36′28.4488″	137°58′22.2217″
384	36°36′28.8268″	137°58′22.3667″
385	36°36′29.0718″	137°58′22.3917″
386	36°36′29.1668″	137°58′22.1827″

387	36°36′29.3598″	137°58′21.8447″
388	36°36′29.4788″	137°58′21.5657″
389	36°36′29.4539″	137°58′21.3267″
390	36°36′29.3639″	137°58′20.9787″
391	36°36′29.3069″	137°58′20.7007″
392	36°36′29.2729″	137°58′20.2637″
393	36°36′29.2789″	137°58′19.8457″
394	36°36′29.3879″	137°58′19.3967″
395	36°36′29.4269″	137°58′19.1977″
396	36°36′29.4089″	137°58′18.7497″
397	36°36′29.3669″	137°58′18.2527″
398	36°36′29.3329″	137°58′17.8647″
399	36°36′29.3489″	137°58′17.8347″
400	36°36′29.5569″	137°58′17.6647″
401	36°36′29.7169″	137°58′17.5637″
402	36°36′29.8199″	137°58′17.3347″
403	36°36′29.9129″	137°58′17.0647″
404	36°36′29.9359″	137°58′16.8257″
405	36°36′29.9110″	137°58′16.5377″
406	36°36′29.9340″	137°58′16.2887″
407	36°36′30.0110″	137°58′15.9717″
408	36°36′30.0650″	137°58′15.5737″
409	36°36′30.1760″	137°58′15.3037″
410	36°36′30.2790″	137°58′15.0547″
411	36°36′30.4060″	137°58′14.7547″
412	36°36′30.5420″	137°58′14.5057″
413	36°36′30.6530″	137°58′14.2757″
414	36°36′30.7960″	137°58′14.0057″
415	36°36′31.2460″	137°58′13.3626″
416	36°36′31.4700″	137°58′13.0616″
417	36°36′31.5330″	137°58′12.9716″
418	36°36′31.8300″	137°58′12.8506″
419	36°36′31.9510″	137°58′13.0586″
420	36°36′32.0400″	137°58′13.2966″
421	36°36′32.1680″	137°58′13.2166″
422	36°36′32.4000″	137°58′13.1156″
423	36°36′32.7540″	137°58′13.2826″
424	36°36′32.9710″	137°58′13.3806″
425	36°36′33.0830″	137°58′13.3695″
426	36°36′33.3240″	137°58′13.2685″
427	36°36′33.5640″	137°58′13.1075″
428	36°36′33.8070″	137°58′12.9505″
429	36°36′33.9440″	137°58′13.0985″
430	36°36′34.2170″	137°58′13.3355″
431	36°36′34.6600″	137°58′13.6215″
432	36°36′34.6680″	137°58′13.7005″
433	36°36′34.6690″	137°58′13.8895″
434	36°36′34.7740″	137°58′13.9195″
435	36°36′34.8780″	137°58′13.9184″
436	36°36′34.9980″	137°58′13.9274″
437	36°36′35.2440″	137°58′14.2144″
438	36°36′35.4250″	137°58′14.4174″
439	36°36′35.5900″	137°58′14.5954″
440	36°36′35.7280″	137°58′14.7634″
441	36°36′35.8970″	137°58′14.9164″
442	36°36′36.0860″	137°58′14.9954″
443	36°36′36.3150″	137°58′15.1564″
444	36°36′36.5260″	137°58′15.2344″
445	36°36′36.7360″	137°58′15.4563″
446	36°36′37.0380″	137°58′15.7973″
447	36°36′37.1470″	137°58′16.0013″
448	36°36′37.2360″	137°58′16.2313″
449	36°36′37.3540″	137°58′16.5733″
450	36°36′37.4240″	137°58′16.7933″
451	36°36′37.3690″	137°58′16.9923″
452	36°36′37.2460″	137°58′17.3963″
453	36°36′37.1480″	137°58′17.8303″
454	36°36′37.0930″	137°58′18.1733″
455	36°36′37.0530″	137°58′18.2883″
456	36°36′36.8990″	137°58′18.3893″
457	36°36′36.7710″	137°58′18.4493″
458	36°36′36.7480″	137°58′18.4993″
459	36°36′36.9330″	137°58′18.6553″
460	36°36′37.1540″	137°58′18.8033″
461	36°36′37.1500″	137°58′18.8923″
462	36°36′37.1190″	137°58′19.1823″
463	36°36′37.0840″	137°58′19.3513″
464	36°36′37.0890″	137°58′19.6353″
465	36°36′37.0940″	137°58′19.8693″
466	36°36′37.1440″	137°58′20.2163″
467	36°36′37.1939″	137°58′20.5253″
468	36°36′37.3429″	137°58′20.7333″
469	36°36′37.5639″	137°58′20.8603″
470	36°36′37.7429″	137°58′21.0083″
471	36°36′38.0449″	137°58′21.1712″
472	36°36′38.0379″	137°58′21.3952″
473	36°36′38.1059″	137°58′21.4692″
474	36°36′38.2039″	137°58′21.5062″
475	36°36′38.4009″	137°58′21.6192″
476	36°36′38.5819″	137°58′21.7032″
477	36°36′38.6579″	137°58′21.7722″
478	36°36′38.7549″	137°58′21.8562″
479	36°36′38.9649″	137°58′22.1532″
480	36°36′39.1379″	137°58′22.3602″
481	36°36′39.4239″	137°58′22.7042″
482	36°36′39.6289″	137°58′22.9412″
483	36°36′39.7659″	137°58′23.0102″
484	36°36′40.0009″	137°58′22.9841″
485	36°36′40.2249″	137°58′22.8631″
486	36°36′40.3699″	137°58′23.0961″
487	36°36′40.6279″	137°58′23.3871″
488	36°36′40.5329″	137°58′23.6471″
489	36°36′40.4499″	137°58′23.9011″
490	36°36′40.3509″	137°58′24.1851″
491	36°36′40.1039″	137°58′25.1821″
492	36°36′40.0099″	137°58′25.5411″
493	36°36′39.9348″	137°58′25.8502″
494	36°36′39.8238″	137°58′26.2852″
495	36°36′39.7568″	137°58′26.5592″
496	36°36′39.6918″	137°58′27.1322″
497	36°36′39.6888″	137°58′27.4362″

498	36° 36′ 39.7808″	137° 58′ 27.4452″
499	36° 36′ 39.9458″	137° 58′ 27.4342″
500	36° 36′ 40.1908″	137° 58′ 27.4421″
501	36° 36′ 40.4948″	137° 58′ 27.4151″
502	36° 36′ 40.8288″	137° 58′ 27.4201″
503	36° 36′ 40.7988″	137° 58′ 27.9031″
504	36° 36′ 40.7648″	137° 58′ 28.3241″
505	36° 36′ 40.7388″	137° 58′ 28.7871″
506	36° 36′ 40.7448″	137° 58′ 29.1651″
507	36° 36′ 40.8968″	137° 58′ 29.1941″
508	36° 36′ 41.1298″	137° 58′ 29.2221″
509	36° 36′ 41.0708″	137° 58′ 29.3961″
510	36° 36′ 40.9398″	137° 58′ 29.8691″
511	36° 36′ 41.0368″	137° 58′ 29.9881″
512	36° 36′ 41.3268″	137° 58′ 30.2201″
513	36° 36′ 41.7748″	137° 58′ 30.5351″
514	36° 36′ 42.4908″	137° 58′ 30.9781″
515	36° 36′ 43.0698″	137° 58′ 31.3421″
516	36° 36′ 43.0068″	137° 58′ 31.4271″
517	36° 36′ 42.8588″	137° 58′ 31.6621″
518	36° 36′ 42.7317″	137° 58′ 31.8171″
519	36° 36′ 42.5667″	137° 58′ 31.9911″
520	36° 36′ 42.6407″	137° 58′ 32.0191″
521	36° 36′ 42.7737″	137° 58′ 32.0301″
522	36° 36′ 42.8787″	137° 58′ 32.0861″
523	36° 36′ 43.0447″	137° 58′ 32.1941″
524	36° 36′ 43.2567″	137° 58′ 32.3290″
525	36° 36′ 43.4627″	137° 58′ 32.4930″
526	36° 36′ 43.7567″	137° 58′ 32.7290″
527	36° 36′ 43.9457″	137° 58′ 32.9380″
528	36° 36′ 44.0607″	137° 58′ 32.9540″
529	36° 36′ 44.1427″	137° 58′ 32.9370″
530	36° 36′ 44.2387″	137° 58′ 32.9700″
531	36° 36′ 44.4547″	137° 58′ 33.0620″
532	36° 36′ 44.6837″	137° 58′ 33.1460″
533	36° 36′ 44.7767″	137° 58′ 33.2930″
534	36° 36′ 44.9517″	137° 58′ 33.6270″
535	36° 36′ 46.9213″	137° 58′ 34.5882″
536	36° 36′ 48.7830″	137° 58′ 33.2825″
537	36° 36′ 49.4883″	137° 58′ 33.5088″
538	36° 36′ 49.0058″	137° 58′ 34.4849″
539	36° 36′ 49.1868″	137° 58′ 34.4499″
540	36° 36′ 49.2568″	137° 58′ 34.4549″
541	36° 36′ 49.3458″	137° 58′ 34.5109″
542	36° 36′ 49.3958″	137° 58′ 34.5059″
543	36° 36′ 49.4748″	137° 58′ 34.4339″
544	36° 36′ 49.5548″	137° 58′ 34.3229″
545	36° 36′ 49.6378″	137° 58′ 34.3049″
546	36° 36′ 49.8078″	137° 58′ 34.2509″
547	36° 36′ 50.2048″	137° 58′ 34.1809″
548	36° 36′ 50.3968″	137° 58′ 34.1269″
549	36° 36′ 50.5358″	137° 58′ 34.1259″
550	36° 36′ 50.5708″	137° 58′ 34.1979″
551	36° 36′ 50.6288″	137° 58′ 34.2499″
552	36° 36′ 50.7918″	137° 58′ 34.3259″
553	36° 36′ 50.8598″	137° 58′ 34.4159″
554	36° 36′ 50.9648″	137° 58′ 34.5579″
555	36° 36′ 51.1238″	137° 58′ 34.7299″
556	36° 36′ 51.2608″	137° 58′ 34.7789″
557	36° 36′ 51.3338″	137° 58′ 34.7839″
558	36° 36′ 51.4688″	137° 58′ 34.8259″
559	36° 36′ 51.6818″	137° 58′ 34.9389″
560	36° 36′ 51.7588″	137° 58′ 34.9529″
561	36° 36′ 51.8318″	137° 58′ 34.8328″
562	36° 36′ 51.9008″	137° 58′ 34.7028″
563	36° 36′ 51.9978″	137° 58′ 34.7648″
564	36° 36′ 52.0858″	137° 58′ 34.7808″
565	36° 36′ 52.3218″	137° 58′ 34.8268″
566	36° 36′ 52.6068″	137° 58′ 34.8878″
567	36° 36′ 52.6888″	137° 58′ 34.9108″
568	36° 36′ 52.7468″	137° 58′ 34.9628″
569	36° 36′ 53.0448″	137° 58′ 35.2008″
570	36° 36′ 53.2808″	137° 58′ 35.4198″
571	36° 36′ 53.5008″	137° 58′ 35.5958″
572	36° 36′ 53.7148″	137° 58′ 35.7958″
573	36° 36′ 53.8338″	137° 58′ 35.8378″
574	36° 36′ 53.9618″	137° 58′ 35.8418″
575	36° 36′ 54.1118″	137° 58′ 35.8498″
576	36° 36′ 54.1818″	137° 58′ 35.8108″
577	36° 36′ 54.2968″	137° 58′ 35.6908″
578	36° 36′ 54.4698″	137° 58′ 35.5128″
579	36° 36′ 54.5738″	137° 58′ 35.3928″
580	36° 36′ 54.8278″	137° 58′ 35.4048″
581	36° 36′ 55.0758″	137° 58′ 35.4318″
582	36° 36′ 55.2378″	137° 58′ 35.5648″
583	36° 36′ 55.3538″	137° 58′ 35.6508″
584	36° 36′ 55.4508″	137° 58′ 35.6828″
585	36° 36′ 55.6809″	137° 58′ 35.7248″
586	36° 36′ 55.8549″	137° 58′ 35.7668″
587	36° 36′ 56.0709″	137° 58′ 35.8077″
588	36° 36′ 56.3219″	137° 58′ 35.9017″
589	36° 36′ 56.6849″	137° 58′ 36.0437″
590	36° 36′ 56.8549″	137° 58′ 36.1327″
591	36° 36′ 57.4429″	137° 58′ 36.4017″
592	36° 36′ 57.8029″	137° 58′ 36.5477″
593	36° 36′ 57.7759″	137° 58′ 36.6277″
594	36° 36′ 57.7609″	137° 58′ 36.7237″
595	36° 36′ 57.7269″	137° 58′ 36.8587″
596	36° 36′ 57.7239″	137° 58′ 36.9447″
597	36° 36′ 57.7669″	137° 58′ 37.1407″
598	36° 36′ 57.7989″	137° 58′ 37.3127″

○国土交通省告示第三百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年三月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

島田沢（要設備地）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十七年建設省告示第千二百九十二号で指定した島田沢に掲げる土地の区域

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

島田沢（要行為禁止制限地）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十七年建設省告示第千二百九十二号で指定した島田沢に掲げる土地の区域

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

島田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

平成九年建設省告示第二千百九十七号で指定した同号八に掲げる土地の区域

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

解散命令公告

和歌山県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年３月５日

和歌山県知事　宮﨑　　泉

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

岩出食肉協同組合

和歌山県岩出市曽屋456番地の３

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、和歌山県を被告（訴訟において被告を代表する者は和歌山県知事となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

北海道虻田郡ニセコ町字富川二三四番地五

ＧＬＲ　ＰＲＯＪＥＣＴＳ株式会社

代表清算人　ラッファート・ジェラルド・ローレンス

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

札幌市中央区南十二条西一丁目二番二〇一二〇六号

合同会社サクラシールドシステム

清算人　西村　　栄

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

北海道留萌市錦町四丁目二番二三号

有限会社寺西商店

清算人　寺西　雪絵

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

仙台市青葉区木町通二丁目一番四二一一一〇号

アルファコンサルタント株式会社

代表清算人　佐藤邦夫

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

福島県福島市宮町二番二九号

有限会社上州地所

清算人　渡邊　義行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

茨城県かすみがうら市稲吉二丁目一五番一号

株式会社ゆう・プラニング

清算人　篠原　裕

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴一四二番地の一

有限会社西村モーター

清算人　西村　直由

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年度総会において決議された事業計画の達成をもって、令和八年一月十九日に解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

茨城県久慈郡大子町大字頃藤五二五九番地

認可地縁団体頃藤北・南区

代表清算人　高林　文雄

解散公告

当法人は、令和八年二月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

群馬県高崎市昭和町三三番地一〇

一般社団法人高階文庫

代表清算人　高階　ミチ

解散公告

当社は、令和八年二月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

埼玉県加須市川口一丁目五番地三

株式会社エス・ユー・ティー

代表清算人　小森宮利雄

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町二丁目三八三番地一一

株式会社Ｕｒｕｋ

代表清算人　安井　雄平

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　合同会社ぷぷです

清算人　勝田　健朗

解散公告

当社は、令和八年二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都新宿区西新宿三丁目七番二六号

株式会社クラウドリンク

代表清算人　髙平　茂樹

解散公告

当社は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都大田区西糀谷二丁目一六番二四号

ＭＰＭジャパン合同会社

清算人　菅原　敦

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都千代田区神田三崎町二丁目一二番九号

株式会社コオサ

代表清算人　古市　一彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都品川区東五反田一丁目一三番一二号

株式会社ツーピース

代表清算人　吉田　寛子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都大田区大森南一丁目一八番九号

有限会社アートリンク

清算人　渡邉　憲司

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都豊島区西池袋一丁目七番七号

株式会社キタックネットワーク

代表清算人　小林　優

解散公告

当社は、令和八年二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都豊島区東池袋二丁目六二番九号

有限会社アール・イー・エス

清算人　岡本　正

解散公告

当社は総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都千代田区九段南三丁目九番四号エルハイム麹町七〇四

ｍａｃｏｓｇａｍｅ合同会社

清算人　石井　一明

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都中央区日本橋本町三丁目四番一四号

株式会社アクトヘルスケア

代表清算人　岡　直樹

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都杉並区高円寺南二丁目一番一五―一〇七号

ＴＵＭＭＵＱ合同会社

清算人　ブリーズ・シャイニー・リ

解散公告

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都港区白金五丁目二番六号ヴィラソフィー三〇五

Ｊｏｉｎｔ＆ｃｏｎｎｅｃｔ株式会社

代表清算人　近藤　貴久

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都江戸川区東小岩四丁目二四番二二号

株式会社Ｉｄｏ

代表清算人　井戸　則幸

解散公告

当社は令和八年二月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都台東区浅草五丁目三番一号

タッコウ合同会社

清算人　山﨑　晴子

解散公告

当法人は、令和八年二月十三日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都港区赤坂六丁目四番一七号

一般社団法人いわし普及協会

清算人　成子　隆英

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一番七号

株式会社エール

代表清算人　池田　義男

解散公告

当社は、令和八年一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都文京区本駒込一丁目二四番三―二〇四号

有限会社ノムイック

清算人　野村　郁朋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都中野区上高田二丁目四〇番二七号

株式会社オーエムエー

代表清算人　奥田　聡史

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都中央区銀座八丁目八番一五号青柳ビル九階

株式会社フマギャラリー

代表清算人　夫馬潤一郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号　新国際ビル四階四一五Ａ　株式会社オオルリ

代表清算人　勝呂　克彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都千代田区九段南四丁目二番一一号アビスタ市ヶ谷ビル二階Ｃ

ＨＩＢＣ株式会社

清算人　山口　公男

解散公告

当社は、令和八年二月二十日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一―一〇〇七号　株式会社タイム・アンド・スペース

清算人　山口　公男

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都江戸川区南篠崎町四丁目二三番一八号

株式会社ヤナギ

代表清算人　柳　秀樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社ＫＲＦ１１４

清算人　一般社団法人ＫＲＦ１１４職務執行者　武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｈｉｊｅｔ特定目的会社

代表清算人　長尾　誠

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都世田谷区下馬三丁目三九番三号

タッチビューティジャパン株式会社

代表清算人　大田　保紀

解散公告

当会社は、令和七年九月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

東京都千代田区平河町二丁目五番三号

ＲｏｏｐｔＤＡＯ合同会社

清算人　廣渡　裕介

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

神奈川県相模原市南区大野台五丁目一九番八号

岩本彫工有限会社

清算人　岩本伊佐男

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

神奈川県平塚市広川二八〇番地

合同会社スカイコンサルティング

清算人　添田裕一郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

神奈川県横浜市金沢区釜利谷西二丁目二〇番五号

合同会社リアンズ

清算人　山本　貴

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

神奈川県藤沢市片瀬山二丁目六番一号

合同会社ボニータ

清算人　鈴木　祐子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

神奈川県川崎市高津区二子一丁目七番三九号

合同会社ＴＩコンサルティング

清算人　伊藤　徹也

解散公告

当社は、令和八年二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

川崎市幸区堀川町五八〇番地

株式会社グローバルシャトル

代表清算人　泉　良充

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

神奈川県相模原市中央区田名六〇六五番地九

株式会社メイヴン

代表清算人　河部　伸一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

横浜市港北区大倉山五―三九―八第２西山ハイツ二〇二　有限会社スリットシステム

清算人　宮下　康

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

新潟市西区坂井東四丁目二八―三九

花風合同会社

代表清算人　長谷川玲子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

静岡県富士宮市三園平一一番地三園平テナントＩ

ＨＱ合同会社

代表清算人　グエン・ティ・クイン

連絡先　静岡県富士宮市舞々木町六一六プレシャルマン一〇五

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

愛知県半田市星崎町三丁目一六番地の四

有限会社テイケイシイ中川経営会計事務所

清算人　中川　亞美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

名古屋市中村区中村町六丁目二番地

有限会社滝本モータース

清算人　柿本　有紀

解散公告

当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

名古屋市瑞穂区鍵田町一丁目一四番地の二

株式会社プラナワーク

代表清算人　萩原　弘美

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

京都市中京区壬生上大竹町一六番地の八

有限会社伊藤木工所

清算人　伊藤　洋子

解散公告

当社は、令和八年二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルステート松屋町五〇五Ｂ

株式会社弘贏

代表清算人　李　天

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪市北区曽根崎新地二丁目六番三〇号

エム・タナカ梅田ビル九階

株式会社Ｊ―Ｔｒｅｓｏｒ

代表清算人　澤田　政道

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪市淀川区宮原一丁目一七番三三号Ｈｉｖｅ Ｓｐａｃｅ新大阪三〇一号室

華岩商事株式会社

代表清算人　庄　黎明

解散公告

当社は、令和八年二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪市中央区日本橋一丁目三番一七号

株式会社丸岩質店

代表清算人　島田　孟信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪府大阪狭山市大野台一丁目三〇番九号

株式会社ＴＥＡＭ

代表清算人　小松　一郎

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪市西成区南津守五丁目六番七〇号

有限会社矢田機械製作所

清算人　三田　正則

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪市西成区萩之茶屋一―一二―七万葉一三号室

瀚阳合同会社

清算人　韓　青春

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪府八尾市刑部四丁目二一五番地の一

乙菊三〇一号

株式会社ＳＴＲＡＹＤＯＧ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ

代表清算人　森岡　佳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

大阪府岸和田市別所町三丁目二〇番二〇号

ａｓｓｅ合同会社

清算人　田上　雄一

解散公告

当社は、令和八年二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

兵庫県姫路市砥堀六九六番地一

ＴＨＡＮＧＰＨＡＴ合同会社

清算人　ホ・ティエン・タン

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

兵庫県明石市大久保町江井島一〇二八番地の一

合同会社Ｅ―Ｃｏｍｐａｎｙ

代表清算人　藤原　瞳

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

兵庫県豊岡市城崎町湯島六二四番地四

株式会社Ｋ商事

代表清算人　川崎　浩司

解散公告

当社は、令和八年二月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

和歌山県紀の川市桃山町段四二三番地

Ｔｏｒｕｍｕｓ合同会社

清算人　藥王　義巳

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

岡山県岡山市北区法界院四番九―一号

株式会社ラルモニー

代表清算人　大浦　智枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

岡山県岡山市北区津高一六一四番地七

有限会社西日本飲料

清算人　山下　常男

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

山口県周南市舞車町二番二二号

株式会社竹企画

代表清算人　竹村　昌浩

解散公告

当社は、令和八年二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

愛媛県今治市天保山町二丁目一番地一二

フレンドシップ株式会社

代表清算人　鍋島　喜一

解散公告

当組合は、令和七年十月一五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

愛媛県松山市中村三丁目五番二号

拓南通り西商店街振興組合

清算人　丸山　彰

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

福岡市博多区博多駅中央街五番一一号

株式会社華夏

代表清算人　ゲイ　シュシュン

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

長崎市八幡町七番一二号

有限会社**毓**木屋物産

清算人　荒木麻衣子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

熊本市中央区新市街二番三号

株式会社西銀座観光

代表清算人　岡村　英司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

鹿児島県鹿屋市川東町六〇三九番地

豊和設備工業株式会社

代表清算人　田平　信広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

沖縄県豊見城市字与根二〇九番地の二

有限会社大設工業

清算人　大城　政志

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

富山県高岡市三ケ一九六番地

宗教法人圓正寺

清算人　義基　正順

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月三十日目的たる業務の成功の不能並びに広島市長の認可により、令和八年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

広島市中区吉島東一丁目四番一八号

医療法人社団坂下外科

清算人　坂下　充

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月十三日横浜市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

神奈川県横浜市泉区ゆめが丘三二番地

泉ゆめが丘土地区画整理組合

代表清算人　清水　隆男

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月五日

広島県福山市沼隈町大字中山南一二三三番地の三

医療法人悠友会

清算人　倉田　要

第五十一期決算公告

令和七年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	六、五五五
固定資産	一、七五二
資産合計	八、三〇八
負債及び純資産の部	
流動負債	四、七九二
（賞与引当金）	（四一）
（ポイント引当金）	（七）
固定負債	二、七六二
（退職給付引当金）	（一三二）
（株式報酬引当金）	（一二）
（保証引当金）	（六）
株主資本	七五一
資本金	三〇
資本剰余金	二三
利益剰余金	六九七
（利益準備金）	（七）
（その他利益剰余金）	（六九〇）
（当期純損失）	（一）
評価・換算差額等	〇
負債・純資産合計	八、三〇八

令和八年三月五日

愛知県豊橋市立花町五七番地

サーラフィナンシャルサービス株式会社

代表取締役社長　山下　孝

配当公告

神戸市中央区琴ノ緒町五丁目七番一八号

破産者　株式会社ビーリンク

右の者に対する神戸地方裁判所令和五年（フ）第六十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五、三二四、五八六、八一六円

一、配当することのできる金額

金二〇一、九五一、二八〇円

令和八年三月五日

神戸市中央区江戸町九六番地ストロングビル八階弁護士法人神戸綜合法律事務所

破産管財人　弁護士　小野　法隆

第 20 期決算公告　令和８年３月５日

青森県上北郡野辺地町字野辺地230番地５

株式会社　三　永

代表取締役　小笠原稔一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	127,823
	固定資産	44,022
	資産合計	**171,845**
負債及び純資産の部	流動負債	34,487
	固定負債	500
	負債合計	**34,987**
	株主資本	136,858
	資本金	3,000
	利益剰余金	133,858
	その他利益剰余金	133,858
	（うち当期純利益）	(10,171)
	純資産合計	**136,858**
	負債・純資産合計	**171,845**

第 54 期 決 算 公 告

令和８年３月５日

宮城県石巻市潮見町４番地３
石巻合板工業株式会社
代表取締役社長　野田　四郎

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,080,109	流動負債	5,393,000
固定資産	7,638,923	固定負債	669,655
		株主資本	23,509,378
		資本金	330,000
		資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	22,929,378
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	22,909,378
		（うち当期純利益）	(1,242,081)
		評価・換算差額等	146,999
		その他有価証券評価差額金	146,999
資産合計	**29,719,032**	**負債・純資産合計**	**29,719,032**

（仮称）鹿嶋第二風力発電事業の廃止に関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、事業者の氏名及び住所

事業者の名称

サミットウインドパワー株式会社

代表者の氏名　代表取締役　小久保　洋

主たる事務所の所在地

茨城県鹿嶋市平井東四丁目一番地五

二、第一種事業の名称、種類及び規模

（仮称）鹿嶋第二風力発電所

風力発電事業

総出力　一万八千キロワット

三、法第三十条の第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、第一種事業を実施しないこととしましたので、法第三十条の第一項第一号に該当することとなりました。

令和八年三月五日

茨城県鹿嶋市平井東四丁目一番地五

サミットウインドパワー株式会社

代表取締役　小久保　洋

第54期決算公告

令和８年３月５日

東京都港区高輪２―15―13

エバーグリーン・シッピング・エージェンシー・ジャパン株式会社

代表取締役社長　江　　國威

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,549,671
	固定資産	6,552,525
	資産合計	**8,102,197**
負債及び純資産の部	流動負債	636,835
	固定負債	2,449,721
	退職給付引当金	1,218,867
	株主資本	5,015,640
	資本金	180,000
	利益剰余金	4,835,640
	利益準備金	45,000
	その他利益剰余金	4,790,640
	（うち当期純利益）	（883,879）
	負債・純資産合計	**8,102,197**

第18期決算公告

令和８年３月５日

東京都台東区台東四丁目11番４号

三井住友銀行御徒町ビル６階

株式会社アイティープロデュース

代表取締役　糸原　賢二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	512,117
	固定資産	61,427
	繰延資産	181
	合計	**573,725**
負債及び純資産の部	流動負債	214,289
	固定負債	238,739
	株主資本	120,697
	資本金	40,000
	利益剰余金	80,696
	利益準備金	4,700
	その他利益剰余金	75,996
	（うち当期純利益）	（29,727）
	合計	**573,725**

第23期決算公告

令和８年３月５日

青森県むつ市柳町一丁目７番19号

株式会社下北エネルギー

代表取締役　伊藤　貴幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,438
	固定資産	11,058
	資産合計	**85,496**
負債及び純資産の部	流動負債	31,728
	固定負債	0
	負債合計	**31,728**
	株主資本	53,768
	資本金	8,000
	利益剰余金	45,768
	その他利益剰余金	45,768
	（うち当期純利益）	（4,258）
	純資産合計	**53,768**
	負債・純資産合計	**85,496**

第１期決算公告

令和８年３月５日

東京都千代田区大手町一丁目８番１号

ＫＤＤＩ大手町ビル18階

Ｃａｒａｖａｎ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　谷　　元樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,309
	資産合計	**73,309**
負債及び純資産の部	流動負債	51,326
	株主資本	21,983
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,983
	その他利益剰余金	11,983
	（うち当期純利益）	（11,983）
	負債・純資産合計	**73,309**

第２期決算公告

令和８年３月５日

東京都千代田区大手町一丁目８番１号

ＫＤＤＩ大手町ビル18階

株式会社エスアイエーメディア

代表取締役　萩原　　穣

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	53,441
	資産合計	**53,441**
負債及び純資産の部	流動負債	9,412
	株主資本	44,028
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△15,971
	その他利益剰余金	△15,971
	（うち当期純損失）	（15,352）
	負債・純資産合計	**53,441**

第８期決算公告

令和８年３月５日

東京都中央区月島四丁目３番５号

レオリスリアルマネジメント株式会社

代表取締役　亀井　顕彦

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,324
	固定資産	1,138
	資産合計	**23,462**
負債及び純資産の部	流動負債	17,313
	固定負債	23,890
	株主資本	△17,741
	資本金	5,500
	利益剰余金	△23,241
	その他利益剰余金	△23,241
	（うち当期純損失）	（36,433）
	負債・純資産合計	**23,462**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
岐阜県高山市江名子町2715番地11
飛騨五木株式会社
代表取締役　山崎　杏奈

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	120
	固定資産	64
	合計	185
負債及び純資産の部	流動負債	51
	固定負債	26
	株主資本	106
	資本金	90
	利益剰余金	16
	その他利益剰余金	16
	（うち当期純利益）	(24)
	合計	185

第 24 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
東京都新宿区新宿５－17－５
ラウンドクロス新宿５丁目４階
株式会社アロワーズ
代表取締役　大塚　昭彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	475
	固定資産	191
	資産合計	666
負債及び純資産の部	流動負債	243
	固定負債	37
	株主資本	386
	資本金	15
	利益剰余金	371
	その他利益剰余金	371
	（うち当期純利益）	(35)
	負債・純資産合計	666

第 32 期 決 算 公 告

令和８年１月30日
東京都文京区本駒込二丁目29番24号
スター・プロダクト株式会社
代表取締役　金子　勝

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	646,297
	固定資産	30,079
	合計	676,376
負債及び純資産の部	流動負債	319,538
	固定負債	11,858
	株主資本	344,980
	資本金	26,000
	利益剰余金	318,980
	利益準備金	6,500
	その他利益剰余金	312,480
	（うち当期純損失）	(30,919)
	合計	676,376

第 53 期決算公告　令和８年３月５日

静岡県浜松市中央区三幸町484番地１
幸伸運輸倉庫株式会社
代表取締役　萩原　渉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	246,058
	固定資産	513,832
	資産合計	759,890
負債及び純資産の部	流動負債	40,615
	固定負債	382,470
	株主資本	336,805
	資本金	15,000
	利益剰余金	337,405
	利益準備金	2,300
	その他利益剰余金	335,105
	（うち当期純利益）	(42,489)
	自己株式	△15,600
	負債・純資産合計	759,890

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日
静岡県浜松市中央区三幸町四八四番地一
幸伸運輸倉庫株式会社
代表取締役　萩原　渉

第７期決算公告　令和８年３月５日

静岡県静岡市清水区鳥坂531番地
サーラＥ＆Ｌ静岡株式会社
代表取締役社長　立岩　幹弘

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	967
	固定資産	1,023
	資産合計	1,990
負債及び純資産の部	流動負債	465
	（うち賞与引当金）	(43)
	固定負債	73
	（うち退職給付引当金）	(49)
	株主資本	1,451
	資本金	80
	利益剰余金	1,371
	その他利益剰余金	1,371
	（うち当期純利益）	(82)
	負債・純資産合計	1,990

第 42 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
京都府八幡市美濃山古寺102番地１
株式会社セイキ製作所
代表取締役　兼田　賢治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	237,521,639
	固定資産	442,450,889
	合計	679,972,528
負債及び純資産の部	流動負債	160,633,245
	固定負債	466,080,000
	株主資本	53,259,283
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	33,259,283
	その他利益剰余金	33,259,283
	（うち当期純利益）	(1,543,460)
	合計	679,972,528

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日
京都府八幡市美濃山古寺一〇二番地一
株式会社セイキ製作所
代表取締役　兼田　賢治

第 76 期決算公告　令和８年２月12日

大阪市浪速区木津川一丁目１番21号
株式会社丹生商店
代表取締役社長　丹生　隆嗣

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	983,231
	固定資産	105,433
	合計	1,088,664
負債及び純資産の部	流動負債	360,310
	固定負債	56,092
	株主資本	672,262
	資本金	30,000
	利益剰余金	647,411
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	639,911
	（うち当期純利益）	(61,121)
	自己株式	△ 5,149
	合計	1,088,664

第 2 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
福岡市中央区大名二丁目２番１－603号
クレストサーブ株式会社
代表取締役　小松敬太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,737,895
	固定資産	754,160
	繰延資産	51,270
	資産合計	5,543,325
負債及び純資産の部	流動負債	472,296
	株主資本	5,071,029
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	71,029
	その他利益剰余金	71,029
	（うち当期純利益）	(864,913)
	負債・純資産合計	5,543,325

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日
福岡市中央区大名二丁目二番一－六〇三号
クレストサーブ株式会社
代表取締役　小松敬太郎

第４期決算公告　令和８年３月５日

福岡県福岡市中央区天神二丁目12番１号
天神ビル７階
Ｃｏｄｏ　Ａｄｖｉｓｏｒｙ株式会社
代表取締役　青木ユリシーズマグネス

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	60,548
	固定資産	0
	資産合計	60,548
負債及び純資産の部	流動負債	8,043
	株主資本	52,505
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△97,494
	その他利益剰余金	△97,494
	（うち当期純損失）	(4,010)
	負債・純資産合計	60,548

第 30 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
熊本県人吉市駒井田町1057番地12
株式会社平安閣冠婚葬祭互助会
代表取締役　田中　信孝

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,756
	固定資産	431,357
	合計	468,113
負純資産及び部	流動負債	34,883
	固定負債	400,253
	株主資本	32,977
	資本金	20,000
	利益剰余金	12,977
	その他利益剰余金	12,977
	（うち当期純利益）	(7,164)
	合計	468,113

第 1 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
鉄鋼ビルディング４階
Ｄｅｃｏ特定目的会社
取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	—	流動負債	46
固定資産	—	負債合計	46
その他の資産	98	純資産の部	
流動資産	78	社員資本	51
繰延資産	20	特定資本金	100
		剰余金	△48
		当期未処理損失	48
		純資産合計	51
資産合計	98	負債・純資産合計	98

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月26日　至　令和７年11月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	2
営業損失	2
経常損失	1
法人税、住民税及び事業税	46
当期純損失	48

第 22 期 決 算 公 告

令和８年１月 26 日
横浜市神奈川区新町１番地17
株式会社Ｃ－ＭＡＸ
代表取締役　橋本　洋暢

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	80,746
	固定資産	1,336
	合計	82,082
負純資産及び部	流動負債	1,463
	株主資本	80,619
	資本金	4,000
	利益準備金	660
	その他利益剰余金	75,959
	（うち当期純利益）	(2,858)
	合計	82,082

決　算　公　告

令和８年３月５日
川崎市川崎区渡田山王町20番35号
株式会社スーパースナック
（旧商号　株式会社ドゥ・シェイル）
代表取締役　野中奈津美

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	84
	固定資産	2,789
	合計	2,874
負純資産及び部	流動負債	37,707
	固定負債	64,167
	株主資本	△99,000
	資本金	50,000
	利益剰余金	△149,000
	繰越利益剰余金	△149,000
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	2,874

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日
川崎市川崎区渡田山王町二〇番三五号
株式会社スーパースナック
代表取締役　野中奈津美

第 56 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
横浜市神奈川区新子安一丁目34番３号
メルビック電工株式会社
代表取締役社長　宇佐美良二

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,582,209
	固定資産	268,337
	合計	2,850,547
負純資産及び部	流動負債	1,191,078
	固定負債	118,316
	株主資本	1,541,152
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,441,152
	利益準備金	2,505
	その他利益剰余金	1,438,647
	（うち当期純利益）	(561,168)
	合計	2,850,547

第 4 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
岐阜市万代町一丁目33番地
株式会社平成ホールディングス
（旧商号　株式会社ＭＩＺＵＴＯＫＩ）
代表取締役　大橋　哲也

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,476
	固定資産	310,243
	合計	345,720
負純資産及び部	流動負債	72
	固定負債	346,106
	株主資本	△457
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,457
	その他利益剰余金	△1,457
	（うち当期純損失）	(2,000)
	合計	345,720

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十二日に効力発生した株式会社平成調剤薬局および株式会社平成介護福祉センターとの株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額の増加および利益準備金の額の減少をすることにいたしました。当社は、令和八年二月二十二日付で、株式会社ＭＩＺＵＴＯＫＩから商号を変更しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日
岐阜市万代町一丁目三三番地
株式会社平成ホールディングス
代表取締役　大橋　哲也

第８期決算公告

令和８年３月５日

東京都渋谷区東三丁目14番15号
ＡＲＩ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,011
	固定資産	76,798
	資産合計	77,809
負純資産及び部	流動負債	2,374
	固定負債	62,977
	株主資本	12,458
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,458
	その他利益剰余金	2,458
	（うち当期純損失）	(2,893)
	負債・純資産合計	77,809

第18期決算公告

令和８年３月５日
東京都品川区上大崎二丁目15番19号
ＢＬＯＣＫＳＭＥＧＵＲＯ710号
リトライブ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	31,076
	固定資産	74,231
	資産合計	105,308
負純資産及び部	流動負債	12,046
	固定負債	22,326
	株主資本	70,935
	資本金	64,853
	資本剰余金	△13,016
	資本準備金	43,853
	その他資本剰余金	△56,869
	利益剰余金	19,098
	その他利益剰余金	19,098
	（うち当期純損失）	(15,336)
	負債・純資産合計	105,308

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月五日
東京都品川区上大崎二丁目一五番一九号ＢＬＯＣＫＳＭＥＧＵＲＯ七一〇号
（甲）リトライブ株式会社
代表取締役　佐藤　元紀
東京都渋谷区東三丁目一四番一五号
（乙）ＡＲＩ株式会社
代表取締役　籾倉　絵麻

第 49 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
福岡県直方市大字頓野字三本松970
株式会社紀之国屋
代表取締役　中村　大志

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	766,586
	固定資産	212,520
	合計	979,107
負純資産及び部	流動負債	241,097
	固定負債	138,094
	株主資本	599,914
	資本金	40,000
	利益剰余金	559,914
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	549,914
	（うち当期純利益）	(26,767)
	合計	979,107

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、資本準備金の額を四億一千三百四十四万九千九百二十円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日
福岡県直方市大字頓野字三本松九七〇
株式会社紀之国屋
代表取締役　中村　大志

第 41 期 決 算 公 告

令和８年２月17日
長野県長野市大字高田字五分一沖641番地１
ミドリ安全長野株式会社
代表取締役　佐々木匡彦

貸借対照表の要旨（令和７年11月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	467,379
	固定資産	25,685
	合計	493,065
負純資産及び部	流動負債	420,027
	株主資本	73,037
	資本金	10,000
	利益剰余金	63,037
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	60,537
	（うち当期純利益）	(60,421)
	合計	493,065

第 53 期決算公告

令和８年３月５日
東京都港区白金台二丁目10番５号
株式会社パラゴン
代表取締役　白石　尊信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,739
	固定資産	88
	資産合計	1,827
負純資産及び部	流動負債	1,291
	固定負債	122
	退職給与引当金	107
	株主資本	414
	資本金	54
	利益剰余金	360
	利益準備金	13
	別途積立金	3
	その他利益剰余金	343
	（うち当期純利益）	(29)
	負債・純資産合計	1,827

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日
東京都港区白金台二丁目十番五号
株式会社パラゴン
代表取締役　白石　尊信

第 31 期 決 算 公 告

令和７年２月10日
大阪府泉佐野市南中安松633番地の１
株式会社シラック・ジャパン
代表取締役　伊藤　太祐

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	564,102
	固定資産	196,248
	合計	760,351
負純資産及び部	流動負債	103,977
	固定負債	432,655
	株主資本	223,718
	資本金	10,000
	利益剰余金	213,718
	利益準備金	236
	その他利益剰余金	213,481
	（うち当期純利益）	(40,804)
	合計	760,351

決　算　公　告

令和８年３月５日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
株式会社ＧＥＮＥＳＩＳ
代表取締役　小林　正樹

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,662,420,510
	固定資産	966,462,910
	合計	3,628,883,420
負純資産及び部	流動負債	1,555,002,086
	固定負債	1,319,011,000
	株主資本	754,870,334
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	724,870,334
	その他利益剰余金	724,870,334
	（うち当期純利益）	(24,177,795)
	合計	3,628,883,420

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 下記のとおりです。
(乙) 左記のとおりです。
(丙) 下記のとおりです。

令和八年三月五日
東京都世田谷区若林一丁目二三番五号
(甲) 株式会社明和
代表取締役　塩見　次郎
東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号
(乙) 株式会社ＧＥＮＥＳＩＳ
代表取締役　小林　正樹
東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号
(丙) 株式会社ＰＲＥＳＴＩＧＥ
代表取締役　小林　正樹

決　算　公　告

令和８年３月５日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
株式会社ＰＲＥＳＴＩＧＥ
代表取締役　小林　正樹

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,755,844
	固定資産	3,467,445
	合計	13,223,290
負純資産及び部	流動負債	2,787,305
	固定負債	9,461,934
	株主資本	974,051
	資本金	30,000
	利益剰余金	944,051
	その他利益剰余金	944,051
	（うち当期純利益）	(94,071)
	合計	13,223,290

決　算　公　告

令和８年３月５日
東京都世田谷区若林一丁目23番５号
株式会社明和
代表取締役　塩見　次郎

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,844,794	流動負債	4,272,593
固定資産	17,793,834	固定負債	12,958,249
		株主資本	8,407,786
		資本金	90,000
		資本剰余金	11,000
		その他資本剰余金	11,000
		利益剰余金	8,358,606
		利益準備金	12,807
		その他利益剰余金	8,345,799
		（うち当期純利益）	(222,411)
		自己株式	△51,820
合計	25,638,629	合計	25,638,629

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日

大阪市東住吉区今林二丁目一〇番一四、二〇二室　（甲）金牛座株式会社　代表取締役　盖　恩　波

大阪市東住吉区今林二丁目一〇番一四―二〇二　（乙）株式会社ＶＩＳＴＡ　代表取締役　盖　恩　波

第２期決算公告

令和８年３月５日

大阪市東住吉区今林二丁目10番14―202

株式会社ＶＩＳＴＡ

代表取締役　盖　恩　波

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,667
	固定資産	79,110
	繰延資産	340
	合計	82,117
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	77,620
	株主資本	4,427
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 572
	その他利益剰余金	△ 572
	（うち当期純損失）	(223)
	合計	82,117

第４期決算公告

令和８年３月５日

大阪市東住吉区今林二丁目10番14、202室

金牛座株式会社

代表取締役　盖　恩　波

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,743
	固定資産	201
	合計	26,944
負純資債及産のび部	流動負債	958
	固定負債	19,360
	株主資本	6,626
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,626
	その他利益剰余金	1,626
	（うち当期純利益）	(779)
	合計	26,944

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日

札幌市中央区北一条西三丁目二番地井門札幌ビル二階ベリーベスト法律事務所札幌オフィス内　（甲）株式会社オーロラ　代表取締役　酒井　将

札幌市中央区北一条西三丁目二番地井門札幌ビル二階ベリーベスト法律事務所札幌オフィス内　（乙）株式会社アイリス　代表取締役　酒井　将

決算公告

令和８年３月５日

札幌市中央区北一条西三丁目２番地井門札幌ビル２階ベリーベスト法律事務所札幌オフィス内

株式会社アイリス

代表取締役　酒井　将

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,205
	固定資産	610,680
	合計	658,886
負純資債及産のび部	流動負債	28,233
	固定負債	335,116
	株主資本	295,537
	資本金	0
	利益剰余金	295,537
	その他利益剰余金	295,537
	（うち当期純利益）	(19,784)
	合計	658,886

決算公告

令和８年３月５日

札幌市中央区北一条西三丁目２番地井門札幌ビル２階ベリーベスト法律事務所札幌オフィス内

株式会社オーロラ

代表取締役　酒井　将

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,230
	固定資産	161,140
	合計	179,370
負純資債及産のび部	流動負債	116,461
	株主資本	62,909
	資本金	0
	利益剰余金	62,909
	その他利益剰余金	62,909
	（うち当期純利益）	(6,056)
	合計	179,370

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月五日

栃木県宇都宮市戸祭町三〇二七番地一　（甲）株式会社奴寿司　代表取締役　藤咲　幸生

栃木県宇都宮市戸祭町三〇二七番地一　（乙）株式会社ハッピー・ライフ　代表取締役　藤咲　幸生

第10期決算公告

令和８年３月５日

栃木県宇都宮市戸祭町3027番地１

株式会社ハッピー・ライフ

代表取締役　藤咲　幸生

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,857
	固定資産	33,539
	資産合計	47,396
負純資債及産のび部	流動負債	58,558
	固定負債	38,116
	株主資本	△49,277
	資本金	1,000
	利益剰余金	△50,277
	その他利益剰余金	△50,277
	（うち当期純損失）	(2,993)
	負債・純資産合計	47,396

第56期決算公告

令和８年３月５日

栃木県宇都宮市戸祭町3027番地１

株式会社奴寿司

代表取締役　藤咲　幸生

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	301,276
	固定資産	698,755
	資産合計	1,000,031
負純資債及産のび部	流動負債	212,945
	固定負債	391,184
	株主資本	395,901
	資本金	10,000
	利益剰余金	385,901
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	385,501
	（うち当期純利益）	(19,629)
	負債・純資産合計	1,000,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日

大阪府和泉市阪本町五一五番地の一　（甲）ケイエスピー株式会社　代表取締役　岸部　成治

大阪府和泉市阪本町四四三番地の一　（乙）岸部ホールディングス株式会社　代表取締役　岸部　貴成

第13期決算公告

令和８年３月５日

大阪府和泉市阪本町443番地の１

岸部ホールディングス株式会社

代表取締役　岸部　貴成

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	7,119,812
	固定資産	57,000,000
	合計	64,119,812
負純資債及産のび部	流動負債	106,600
	固定負債	200,500,000
	株主資本	△136,486,788
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△137,486,788
	（うち当期純損失）	(1,554,508)
	合計	64,119,812

第42期決算公告

令和８年３月５日

大阪府和泉市阪本町515番地の１

ケイエスピー株式会社

代表取締役　岸部　成治

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	182,879,727
	固定資産	3,100,389,691
	合計	3,283,269,418
負純資債及産のび部	流動負債	2,532,143,395
	固定負債	448,946,000
	株主資本	302,180,023
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	85,000,000
	資本準備金	85,000,000
	利益剰余金	127,180,023
	利益準備金	80,000,000
	その他利益剰余金	47,180,023
	（うち当期純利益）	(4,097,911)
	合計	3,283,269,418

第 46 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
大阪府大阪市中央区内平野町１丁目３―12
株式会社
システマティクスコンピュータサービス
代表取締役　酒見　哲夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,897
	固定資産	12,155
	合計	47,053
負債及び純資産の部	流動負債	32,128
	固定負債	49,984
	株主資本	△ 35,058
	資本金	35,000
	利益剰余金	△ 70,058
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	△ 76,308
	（うち当期純利益）	(8,183)
	合計	47,053

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月五日
大阪府大阪市中央区内平野町一丁目三―一二
株式会社システマティクスコンピュータサービス
代表取締役　酒見　哲夫

第 16 期 決 算 公 告

令和７年12月７日
大阪府大阪市中央区大手前１―７―31
ＯＭＭビル地下１階Ｃ―Ｅ室
一般社団法人
全日本ノルディック・ウォーク連盟
代表理事　木村　健二

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,743
	固定資産	1,612
	資産合計	27,356
負債及び純資産の部	流動負債	3,622
	固定負債	21,470
	負債合計	25,092
	剰余金	2,264
	純資産合計	2,264
	負債・純資産合計	27,356

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年三月五日
広島県尾道市東尾道一〇番地二六
（甲）株式会社啓文社
代表取締役　手塚　淳三
広島県尾道市東尾道一〇番地二六
（乙）株式会社啓文社エンタープライズ
代表取締役　手塚　淳三

第 79 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
広島県尾道市東尾道10番地26
株式会社啓文社
代表取締役　手塚　淳三

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,620,411	流動負債	1,359,373
固定資産	1,110,619	固定負債	1,023,233
繰延資産	543	役員退職引当金	40,000
		従業員退職引当金	2,000
		株主資本	348,968
		資本金	30,000
		資本剰余金	7,500
		資本準備金	7,500
		利益剰余金	325,359
		その他利益剰余金	325,359
		（うち当期純利益）	(49,122)
		自己株式	△ 13,891
資産合計	2,731,574	負債・純資産合計	2,731,574

第 48 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
広島県尾道市東尾道10番地26
株式会社啓文社エンタープライズ
代表取締役　手塚　淳三

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	324,032	流動負債	309,654
固定資産	876,923	固定負債	746,672
繰延資産	7,855	株主資本	152,483
		資本金	50,000
		資本剰余金	350,000
		その他資本剰余金	350,000
		利益剰余金	△ 247,516
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△ 250,016
		（うち当期純損失）	(31,317)
資産合計	1,208,811	負債・純資産合計	1,208,811

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月５日　滋賀県守山市守山一丁目４番14号
株式会社総合近江牛商社
代表取締役　西野　立寛

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	323,295	流動負債	436,146
固定資産	480,522	（うち貸倒引当金）	(42,320)
有形固定資産	367,145	固定負債	314,124
無形固定資産	6,533	（うち貸倒引当金）	(5,993)
投資その他の資産	106,844	株主資本	53,208
		資本金	20,000
		資本剰余金	16,000
		資本準備金	16,000
		利益剰余金	17,208
		その他利益剰余金	17,208
		（うち当期純利益）	(55,316)
		新株予約権	337
資産合計	803,817	負債・純資産合計	803,817

第 46 期 決 算 公 告

令和８年３月５日　東京都千代田区九段南４丁目８番13号
アイ・システム株式会社
代表取締役　松﨑　務

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,333,784	流動負債	2,543,926
固定資産	1,133,811	固定負債	1,291,064
繰延資産	123	株主資本	632,729
		資本金	260,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	342,729
		利益準備金	37,100
		その他利益剰余金	305,629
		（うち当期純利益）	(57,653)
資産合計	4,467,719	負債・純資産合計	4,467,719

第 24 期 決 算 公 告

令和８年３月５日　兵庫県神崎郡神河町中村1009番地28
ピジョンマニュファクチャリング兵庫株式会社
代表取締役　庭田　平

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,406,738	流動負債	611,874
固定資産	1,772,709	賞与引当金	22,729
		固定負債	200
		株主資本	2,567,373
		資本金	240,000
		資本剰余金	234,363
		資本準備金	234,363
		利益剰余金	2,093,010
		利益準備金	4,800
		その他利益剰余金	2,088,210
		（うち当期純利益）	(36,700)
資産合計	3,179,447	負債・純資産合計	3,179,447